

## みえ県民力ビジョン

## 第三次行動計画（仮称）

[中間案]

令和元年9月

三 重 県

## 目 次

<b>第1編 基本的な考え方 .....</b>	<b>1</b>
第1章 第二次行動計画の総括と今後の課題 .....	4
第2章 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざして .....	23
<b>第2編 政策体系.....</b>	<b>29</b>
第1章 政策体系の概要 .....	29
第1節 政策体系とは .....	29
第2節 政策体系の見直し .....	30
第3節 重点取組 .....	31
第4節 政策の概要 .....	32
第2章 施策の概要 .....	33
第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～ .....	38
第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～ .....	80
第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～ .....	120
<b>第3編 地方創生の実現に向けて .....</b>	<b>155</b>
第1章 地方創生の現状と課題 .....	155
第1節 三重県の人口動向分析 .....	155
第2節 地方創生実現に向けた取組 .....	157
第2章 地方創生の実現に向けて .....	159
第1節 基本的な考え方 .....	159
第2節 基本目標と基本的方向 .....	161
第3節 地方創生実現に向けての基本的な視点 .....	165
<b>第4編 計画の推進.....</b>	<b>167</b>
第1章 行政運営の取組 .....	167
第1節 施策の推進を支えるために .....	167
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会） .....	182
第2章 計画の進行管理 .....	185
第1節 基本的な考え方 .....	185
第2節 行政経営資源の見通し .....	186

## はじめに 第三次行動計画策定の趣旨

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）【中間案】

## 第1編

# 基本的な考え方

県では、平成 24（2012）年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を策定しました。また、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、「みえ県民力ビジョン・行動計画」<平成 24.（2012）年度～平成 27（2015）年度>、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（以下「第二次行動計画」という。）<平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度>を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

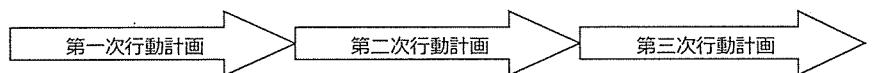
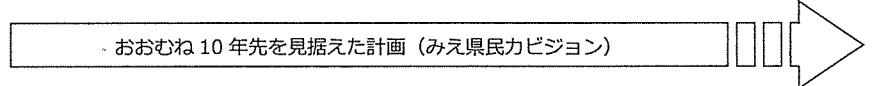
「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」（以下「第三次行動計画」という。）は、「みえ県民力ビジョン」策定後のこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、時代潮流や社会経済情勢の変化などを的確に捉えて、「みえ県民力ビジョン」が掲げる基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を具体化するための取組方向を示す中期の戦略計画です。

### ●計画期間

令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 年間

### ●みえ県民力ビジョンと行動計画の関係

2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------



※行動計画の進行管理は、  
毎年度策定する経営方針と  
みえ成果向上サイクルに  
よって行います。

（単年度の経営方針）

### ●行動計画と三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

人口減少に係る課題の解決に向けて、施策を総動員し、オール三重でより一層相乗効果を図れるように、第三次行動計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第 9 条に基づく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置づけ、一体的に取り組んでいくこととします。

## 【参考資料】

### みえ県民力ビジョンの基本理念

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

「第三の分水嶺」とも言うべき大きな時代の転換期に、県自らの変革を進める中で、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、県民の皆さんとの協創により「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざし、取り組みます。

#### ●自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）へ

新しい三重を創るために、私たち一人ひとりが力を注いでいくことが必要です。しかし、一人ひとりの力には限界があります。さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できないでいる人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びとつながりを持ち、共に生きることのできる社会に変えていく必要があります。

私たちは、誰もが自分の夢や希望を持ち、その思いを実現するために生きています。夢や希望を持って人生を主体的によくしていく力や、住んでいる地域をよくしていく力とする力を発揮できたときに、私たちの人生は輝きます。

私たちは自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）でありたいと思います。

「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

身の回りの家族や地域の絆を大切なものととらえ、その中で自分にできることに取り組んでいきます。私たち一人ひとりが夢の実現に向け、希望を持って生きていくことができるよう、私たちがみんなで支え合うことにより、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

#### ●県民力による「協創」の三重づくり

私たちが創りあげようとする新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らすことです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓ひらくために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができることです。

私たちは、それぞれが「公おおやけ」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきたいと考えます。

（みえ県民力ビジョン抜粋）

### 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

県民1万人を対象とした「みえ県民意識調査」では、家族の存在や子どもを持つこと、働くことは、県民の皆さんのがんばりがあることがわかりました。一方で、結婚や出産、就労に関して、県民の皆さんのがんばりがあることも明らかになりました。

また、私たちは今、本格的な人口減少社会を迎えており、地域の活力の低下が懸念されています。

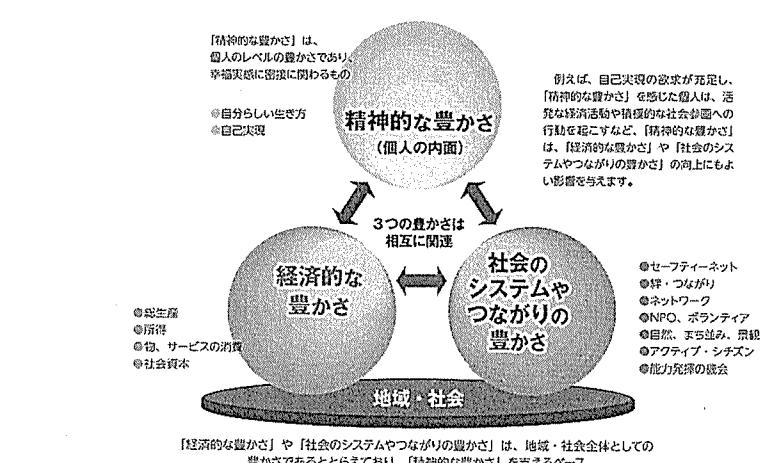
このような時代だからこそ、誰もが、どこに住んでいても、夢や希望を持ち、幸福を感じながら暮らせるようにしなければなりません。県民の皆さん一人ひとりが地域をより良くするために行動し、それが原動力となって、将来にわたり地域が発展していくことが重要です。

そのためには、「精神的な豊かさ」「経済的な豊かさ」はもちろん、安心した暮らしのためのセーフティネット（社会保障）や能力を発揮できる環境、支え合いのベースとなる人と人の絆など「社会のシステムやつながりの豊かさ」がとても大切であり、第二次行動計画では、これら3つの豊かさ全てを高めていくという「新しい豊かさ」の考え方を打ち出しました。

三重には、多様な資源を活用し、時代の変化に対応した豊かさを創造してきたDNAがあり、それは県民の中にも脈々と受け継がれています。三重なら、こうした三重のDNAをあらためて認識し、「協創」を進めることで、時代の分水嶺の先にある「新しい豊かさ」を実現できると考えます。

県民の皆さんのがんばりで、『新しい豊かさ』の実現に挑戦しています。

「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」「社会のシステムやつながりの豊かさ」「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさです。



～みえ県民力ビジョン・第二次行動計画より～

## 第1章 第二次行動計画の総括と今後の課題

### 1 第二次行動計画を振り返って

第二次行動計画では、人口減少、少子高齢化やグローバル化の進行が加速し、人々のライフスタイル・価値観の多様化や大規模自然災害の頻発など、私たちを取り巻く社会情勢が変化する中で、「みえ県民力ビジョン」で掲げた基本理念「県民力でめざす幸福実感日本一」の三重」の実現に向けて、県民の皆さんに成果を届けられるよう、着実に施策を展開してきました。

第二次行動計画の＜施策＞の達成状況は、61の＜施策＞のうち、平成30（2018）年度の実績を数値目標で見ると、5割強にとどまりましたが、施策の進展度で見ると、「進んだ」または「ある程度進んだ」と評価する施策が57施策となっており、おおむね順調に進んでいます。

一方で、教育・人づくり、介護、子育て支援の分野など、取組が道半ばの施策もあり、今後に向けた課題ととらえています。

第二次行動計画におけるこれまでの成果と課題については、次のとおりです。

### 伊勢志摩サミット

三重県誕生から140年の節目にある平成28（2016）年には、県史に残る歴史的な出来事として、「伊勢志摩サミット」が成功裏に開催され、オール三重で一丸となって取り組んだ結果、さまざまな成果が生まれました。

三重県が誇る日本を象徴する伝統・文化や美しい自然、豊かな食の魅力が、日本国内はもとより世界に発信されるとともに、G7首脳が伊勢神宮を訪れ、三重の地が、平和を希求し多様性を寛容に受け入れてきた、日本人を象徴する文化が育まれてきたことを世界に強く印象づけました。

伊勢志摩サミットによる経済効果は、報道等によるPR効果を含めて4,000億円以上にのぼり、サミット終了後の観光客の増加等によるポストサミット効果は、1,000億円以上と見込まれています。

サミットで発揮された地域の総合力は、58万人の来場者でぎわった「第27回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博2017）」でも生かされました。また、三重県の知名度向上が一つの要因となり、外資系企業の誘致や国際会議等MICEの増加（サミット開催後の累計46件：令和元（2019）年6月現在）、日本酒等の県産品の出荷拡大などが実現するとともに、サミットを通じて自信を深めた県内企業や地域の団体が活発な事業活動を行っています。

さらに、サミットを契機に、官民が一体となってテロの未然防止に恒常的に取り組む枠組みである「テロ対策パートナーシップ」を構築し、テロを許さない社会・地域づくりを進めています。

サミット開催1周年の節目には、志摩市の近鉄賢島駅2階に伊勢志摩サミット記念館「サミール」がオープンし、令和元（2019）年7月末までに約39万の方々が来館されました。また、サミットを通じて高まった本県の国際化の機運をさらに広げていくため、サミットが開かれた5月に「みえ国際ウィーク」を設け、毎年、県内全域で国際交流や国際理解を深める取組を進めています。

新たな一步への決意をまとめた「伊勢志摩サミット三重県民宣言」をふまえ、新たに人や事

業を呼び込み、地域の力を発揮することで、サミットの開催により地域にもたらされた有形無形の好影響であるサミットのレガシーを新しい時代の三重を担う次世代につないでいくことが私たちの大きな使命となっています。

### スポーツ

平成28（2016）年にブラジルのリオデジャネイロで開催されたオリンピック・パラリンピックにおいて、女子レスリングの吉田沙保里選手と土性沙羅選手がメダルを獲得するなど、三重県ゆかりの選手が素晴らしい活躍をされ、県民の皆さんもとより、国内外の人々に多くの夢と感動を届けてくれました。

オール三重で準備を進めた平成30（2018）年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）「2018 彩る感動 東海総体」が盛大に開催され、全国から集まった高校生トップアスリートの全力でプレーする姿や平成最高の入賞数52件となった三重県勢の活躍、大会を支えた本県高校生による最高のおもてなしは、観る人に多くの勇気と感動を与え、平成最後のインターハイとして記憶に残る大会となりました。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、各國代表チームの県内への事前キャンプ地誘致に市町と連携し取り組んだ結果、4か国6チームの事前キャンプ実施が決定しました。

また、東京2020オリンピックを地方から盛り上げる大きなイベントとなる聖火リレーについて、県内全ての市町にご協力をいただき、ランナーの募集をしたところ、29人の公募枠に対して1,627人の応募がありました。

令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場などの施設整備を行い、本県選手の練習環境や競技環境の整備などの強化対策に取り組みました。また、ジュニア・少年選手の育成・強化に加え、三重とこわか国体の後も継続して三重の競技スポーツを支える人材育成につなげるため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を開始し、指導者の養成、資質向上に取り組みました。これらの結果、平成30（2018）年の第73回国民体育大会（福井国体）における本県の成績は、天皇杯順位（男女総合成績）が20位へと躍進することができました。

インターハイ開催の成果を生かし、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の気運を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげる必要があります。また、創意工夫を凝らしつつ、簡素・効率化が図られた大会となるよう、会場地市町や各競技団体と緊密に連携し、オール三重で開催準備に取り組むとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向けて着実に競技力の向上を図っていく必要があります。

### 人口減少への対応（地方創生）

本県の人口は、全国よりも1年早い平成19（2007）年をピークに減少に転じ、減少が続いている。地域の自立的かつ持続的な活性化を図るために、平成27（2015）年10月に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子化対策をはじめとする自然減対策と、担い手づくりや移住促進などの社会減対策の両面から人口減少の課題に取り組んできました。

このうち社会減対策については「学ぶ」「働く」「暮らす」のライフシーンごとに取組を実

施し、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進を図ってきたところですが、依然として転出超過の改善が進まず、厳しい状況が続いています。

地方創生の推進にあたっては、市町をはじめ、多様な主体から構成される地方創生会議において現状や課題についての情報共有や意見交換を行い、取組につなげてきたところですが、依然として人口減少に歯止めがかかっていません。

人口減少問題は、一朝一夕に解決できない構造的な問題であり、その課題解決に向けては多岐にわたる分野の取組を結び付け、相乗効果が發揮されるよう対策を進めることができます。そのため、県の施策を総動員する姿勢をさらに強め、若者の県内定着など人口減少の課題に対して切れ目のない取組を実施し、「地方創生」のさらなる深化を図っていく必要があります。

## 市町との連携

県と市町が連携強化を図り、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現をめざすため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において地域のさまざまな課題について協議を行ってきました。また、対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、各市町固有の課題について、共通した認識を醸成し、課題の解決に向けて一歩でも前へ進めることを目的として、市町長と知事がオープンな場で議論する「1対1対談」を開催してきました。

移住の促進については、首都圏での移住相談窓口として設置した「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、関西圏、中京圏での「移住相談デスク」の開催などを通じて、市町等と連携して総合的に取り組んだ結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、順調に増加しています。

南部地域の市町が連携し、効果的な事業を実施することで、定住の促進や働く場の確保につなげていくため、南部地域活性化基金を活用し、複数市町が連携したさまざまな取組に対して支援を行いました。また、南部地域の「関係人口」を創出する「度会県プロジェクト」を立ち上げ、南部地域にゆかりや興味・関心のある人びとが継続的に地域に関わることで、主体的な地域づくり活動につなげる取組を進めました。

木曽岬干拓地において立地企業の募集を開始するなど、地域の特性やニーズに合った土地の利活用に取り組みました。

人口減少や少子高齢化の進展など、複雑に絡み合う地域の課題解決に向けて、住民に最も身近な自治体である市町との連携を一層強化していくことが必要です。

## 少子化対策

結婚や出産について理想と現実にギャップがあり、また、社会環境の変化により家族のあり方が多様化し、地域のつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境が変容する中で、平成27(2015)年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下、「子どもスマイルプラン」という。)を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざしてきました。

子どもスマイルプランでは、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のラ

イフステージごとに切れ目のない対策を展開し、ライフプラン教育の推進や出逢いの支援、不妊に悩む家族への支援、周産期医療体制の充実、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの推進など、「働き方」も含めたさまざまな取組を全国に先駆けて進めてきました。

子どもスマイルプランの2つの総合目標のうち、合計特殊出生率<sup>注1</sup>については、目標とする希望出生率<sup>注2</sup>1.8台とは依然として乖離がありますが、平成30(2018)年は3年ぶりに増加に転じるとともに、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、計画策定期から減少傾向にあります。平成30(2018)年度に実施した調査では、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加傾向であるものの、「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向で、ふだん子どもとふれあう機会の少ない人も含め、「地域で子どもを育てる」という気運醸成を図ることが重要です。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、今後も、子どもスマイルプラン等に基づき、さまざまな主体と協創して、効果的な取組を着実に推進していく必要があります。

注) 1 15~49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

注) 2 県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準で、三重県が意識調査結果等をもとに試算したもの。

## 防災・減災

平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨など大規模災害が全国で頻発する中、近年の災害事例における課題やこれまでの取組を検証し、平成30(2018)年3月にソフト対策とハード対策を盛り込んだ「三重県防災・減災対策行動計画」を策定して、「防災の日常化」に向けた取組を進めてきました。

平成26(2014)年4月に三重大学と共同で設置した「みえ防災・減災センター」には、市町、大学、企業、地域等を結びつける「防災ハブ」機能を整備し、防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上を進めました。また、伊勢志摩サミット開催にかかる地震・津波対策の一環として「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を平成28(2016)年5月に整備しました。さらに、LINEやTwitterなどを活用して、県民の皆さんに対して気象情報等を提供し、災害の備えや適切な避難行動の促進につなげるとともに、災害対策本部活動の支援機能を充実・強化するため、新しい防災情報プラットフォームの運用を平成29(2017)年4月から開始しました。

平成30(2018)年3月には、南海トラフ地震等の大規模災害時に国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、ボランティアや介護職員等の受け入れなど、他県に例のない受援活動も幅広く定めた「三重県広域受援計画」を策定しました。また、発災前からの事前対応が可能である台風の接近にあわせて時系列で行動項目を整理した「三重県版タイムライン」を策定し、抜け・漏れ・落ちのない対策を講じ、被害の最小化に努めています。今後は、平成31(2019)年3月に策定した「三重県市町受援計画策定手引書」および「市町タイムライン基本モデル」により、市町における対策が水平展開されるよう引き続き支援していく必要があります。

復興対策としては、発災直後から速やかに復興作業に着手できるよう、復興プロセスにおいて

て必要となる対策や手順を示す「三重県復興指針」を平成 28(2016)年3月に策定しました。

過去の災害を振り返りつつ、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるとともに、適切な避難行動を促すための情報伝達など、新たに明らかになった課題にも対応するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を活用し、令和元(2019)年度6月補正後の公共事業は、過去10年で最大となりました。引き続き、自助・共助・公助の力を結集し、ソフト、ハードの両面から防災・減災、国土強靭化対策を一層強化していく必要があります。

## 医療・介護・福祉

医療・介護サービスの充実については、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向けて、各医療機関の具体的対応方針の協議を進めるなど、地域における医療および介護の総合的な確保を推進しています。

医療分野の人材確保については、三重専門医研修プログラムを活用し、若手医師の県内定着と偏在解消を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進などに取り組んできました。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町と連携し特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、三重県福祉人材センターによるマッチングや、地域の元気な高齢者が介護職場において補助的な業務を担う「介護助手」として就労する取組を全国に先駆けて支援するなど、介護人材を確保するための取組を進めました。

認知症の人や家族への支援については、早期発見・早期治療のための体制整備や全国に先駆けて実施してきた若年性認知症対策の充実に取り組みました。

「人生100年時代」を見据え、健康寿命の延伸に向けて、「三重とこわか健康マイレージ事業」を開始し、県民の皆さんの主体的な健康づくりの促進や、糖尿病の発症予防・重症化予防等についての対策を推進するとともに、医科歯科連携の促進に取り組みました。さらに、企業、関係機関・団体、市町と連携し、「三重とこわか県民健康会議」を設置するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む機運醸成を進めてきました。

子どもの医療費については、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的に助成制度を見直し、窓口無料化を実施する市町を支援しました。

高齢化が急速に進行する中、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築や、医師、看護師をはじめとした医療人材の確保・偏在解消、介護・福祉分野における人材の育成・確保に取り組むとともに、誰もが生涯にわたりいきいきと活躍できる社会を実現するため、社会全体で予防・健康づくりに取り組む必要があります。

全国的に深刻な児童虐待事件が後を絶たず、県内でも相談対応件数が増加の一途をたどる中で、関係機関のより緊密な支援体制の構築を図るため、平成30(2018)年8月に「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および三重県の4者で締結しました。平成31(2019)年4月には、県内では39年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置し、関係市や施設等との連携を深め、児童相談支援に取り組んでいます。

また、全国平均を大きく上回るペースで里親等への委託を進めてきましたが、社会的養護を

必要とする全ての子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、引き続き、養育環境の一層の充実を図る必要があります。

全ての県民の皆さんが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成29(2017)年4月に「三重県手話言語条例」を施行、平成31(2019)年4月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を全面施行するなど、障がいを理由とする差別の解消や障がい者の情報の利用におけるバリアフリー化等、障がい者の権利擁護に係る体制整備を進めてきました。

今後も、これらの条例等に基づき、県民の皆さんのがいに対する理解を促進するとともに、社会全体で障がい者との積極的な対話を通じて、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく必要があります。

また、農林水産業と福祉分野との連携により障がい者が活躍できる場を創出するため、民間の協議会等と連携し、障がい者の適性や能力に応じて作業工程などを調整する農業版ジョブコーチの育成やノウフク商品をPRするノウフク・マルシェの開催に取り組みました。さらに、本県が主導して設立した「農福連携全国都道府県ネットワーク」(全都道府県参加)を通じて、効果的な施策の展開に向けた意見交換や国への提言、情報発信を行いました。

引き続き、他の都道府県と情報共有を図りながら、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等との連携機会の拡大、農林水産分野に参入した福祉事業所の経営安定・発展に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

## 暮らしの安全・安心

犯罪対策については、地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成30(2018)年中の刑法犯認知件数は11,247件と、戦後最少を記録しました。また、深刻化する特殊詐欺被害の減少に向けては、防犯指導・広報啓発の推進、自動通話録音警告機の利用などによる被害に遭わないための環境整備の促進、顧客への注意喚起依頼など金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化に取り組んだ結果、平成30(2018)年中の認知件数は前年から大幅に減少しました。

犯罪被害者等に対する支援については、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の方々を社会全体で支えるため、平成31(2019)年3月に「三重県犯罪被害者等見舞金制度」を制定し、都道府県初となる「三重県犯罪被害者等見舞金制度」を創設しました。同条例に基づき、総合的な支援体制の整備など犯罪被害者等に寄り添う支援や地域社会における理解の促進に取り組んでいます。

交通安全対策については、さまざまな団体と連携した交通安全教育や啓発活動、街頭指導等に取り組んだ結果、交通事故死者数、交通事故死傷者数ともに過去最少水準となりました。しかしながら、子どもや高齢者が関わる重大事故が全国で発生していることから、子どもや高齢者の交通安全対策を強化していく必要があります。

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成30(2018)年に開所し、動物愛護教室等の普及啓発活動や犬・猫の譲渡事業など、さまざまな主体と協創し、取組を推進しました。

過去に産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等が生じていた4事案について、県が行政代執行により国の支援を受けながら、廃棄物の飛散流出の防止や地下水の浄化等を進

めできました。引き続き、特別措置法の期限である令和4（2022）年度末までの完了をめざして、着実に取組を推進していく必要があります。

## ダイバーシティ

グローバル化、価値観・ライフスタイルの多様化が進み、さらに人工知能（AI）等技術の加速度的進化をはじめ、社会経済環境の変化が速く予測困難な状況にある中、想定外の変化にも対応できる多様性を受容するダイバーシティ社会の実現が求められています。

そのため、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人々が参画・活躍できるよう、平成29（2017）年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」、平成31（2019）年2月に「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透に取り組んできました。

新たな在留資格「特定技能」の施行など、多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化をふまえ、令和元（2019）年8月に「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo（みえこ））」を設置するなど、外国人住民が安心して安全に暮らせる社会の実現に向けた取組を進めています。

「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマとした「Women in Innovation Summit（WIT）2016」の開催や、働く女性の挑戦を称える「チャレンジャーズ・アワード」の開催による、県内のさまざまな職業分野における女性活躍のロールモデルの創出を通じて、女性活躍推進のさらなる気運醸成に取り組みました。

今後も、県民一人ひとりが多様性を認め合い、個人が尊重される社会をめざし、人権の大切さについて正しく理解し、相手の気持ちを考えて行動できるよう、さまざまな主体と連携・協働して多様な啓発機会を提供することで、人権意識の高揚やダイバーシティ社会の推進を図っていく必要があります。

## 教育・文化

子どもたちの学力の向上に向けて「みえの学力向上県民運動」を展開し、みえスタディ・チェックやワークシート等を活用した授業力の向上、生活習慣や学習習慣の確立など、学校・家庭・地域が一体となって取組を進めてきました。

こうした取組により、令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校あわせた5教科中4教科で正答率が全国平均を上回るなど、調査開始以来、最高の結果となりました。引き続き、子どもたちの学力の定着・向上に向けて、市町教育委員会と一層の連携を図り、取組を進めていくことが必要です。

子どもたちの健やかな身体の育成に向けて、運動の楽しさや喜びを味わうことができる授業への改善、「学校」運動の実践など体育の授業以外での運動習慣の定着に取り組んできました。

こうした取組により、平成30（2018）年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学生男子・中学生男子・女子は全国平均を上回るとともに、小学生女子においても全国平均との差が改善しました。引き続き、子どもたちの体力向上に向けて、運動習慣の確立や基

本的な生活習慣の定着に取り組んでいくことが必要です。

平成30（2018）年4月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を進めるとともに、「子どもLINE相談みえ」などSNSを活用した相談体制の充実やスクールロイヤーによる「いじめ予防授業」等を通じて、いじめの未然防止および早期発見・早期解決に取り組んできました。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策や安全性が確認できないブロック塀等の撤去等、命に関わるような猛暑に備えるための空調整備など、学びの基盤となる学校施設における子どもたち等の安全確保に向けた取組を進めました。

子どもたちが安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができるよう、引き続き、いじめの防止に取り組むとともに、通学路の安全確保や不登校児童生徒への支援に取り組んでいく必要があります。

急速な技術革新による超スマート社会の到来や成年年齢の引き下げなど、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、新しい時代を生きる子どもたち一人ひとりに、自ら課題を発見し、多様な人々との協働を通じて乗り越えていく力を育んでいくことが重要です。また、そのための基盤として、生まれ育った環境や障がい・国籍等にかかわらず、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた学びの場づくりが求められます。

こうした取組を進めるには、「教育への県民力の結集」の考え方のもと、学校・地域住民・企業等が一体となって教育の充実を図っていく必要があります。

また、平成28（2016）年に県内高等教育機関と県で創設した「高等教育コンソーシアムみえ」により県内高等教育機関の魅力向上を図るとともに、学びの選択肢の拡大に向けた取組をさらに進め、県内で学び、働き、定着する若者を増やしていく必要があります。

三重県総合博物館（MieMu）は、三重の特徴が一目でわかる基本展示、多彩なテーマでの企画展示、企業や公的機関等と連携した交流展示や各種講座の開催など、次世代育成の取組の充実を図るとともに、企業パートナーシップ制度の会員企業やミュージアム・パートナー等と連携し、「わたしの博物館づくり」としての活動を数多く実施しました。今後は、県内全域へのアウトリーチ活動を強化し、来館できない方に少しでも博物館を利用してもらえるよう取り組むとともに、学校と連携して子どもたちの主体的な学びの支援を充実させていく必要があります。

## 農林水産業

グローバル化の進展や消費者のニーズの多様化など社会情勢が大きく変化する中、本県の農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は、人口減少・高齢化による国内食市場の縮小や担い手の不足などにより、厳しい状況が続いています。

こうした中、平成30（2018）年4月に「みえ農業版MBA養成塾」を開設、平成31（2019）年4月には「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講し、農業をビジネスとして展開する経営人材や、次代の森林・林業を担う、新たな視点や多様な経営感覚を有する人材の育成を進めています。また、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT等の活用によるスマート化の推進に取り組んでいます。

みえ森と緑の県民税については、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、市町と連携し、地域の実情に応じて創意工夫したさまざまな森林づくり

りなどに取り組みました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とする県産食材の販路拡大を図るため、戦略的なプロモーションを展開した結果、首都圏等ラグジュアリーホテルなどにおいて県産食材の知名度や評価が高まり、県産食材の恒常的な使用につながりました。また、国際水準 GAP の認証取得を推進し、県内農畜産業経営体による取得件数の増加や、農業大学校および全ての県立農業高校での取得につなげました。さらに、県産農林水産物の輸出拡大については、タイへの柑橘、シンガポールへの活ガキをはじめとする、海外への販路開拓の取組などを進めました。

伊勢志摩国立公園において、世界水準のナショナルパーク化をめざし、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、インバウンドの拡大に向けた人材育成などの取組を進めました。また、さまざまな事業者等と連携しながら、三重の自然の魅力を「体験」「ツーリズム」という方法で発信し、国内外から農山漁村地域に多くの人を呼び込み、交流の拡大を図る「三重まるごと自然体験」の推進に取り組みました。

今後も引き続き、産地の生産体制・生産基盤の整備や多様な担い手の確保・育成、国内外への販路開拓支援、農山漁村の振興などに取り組み、若者が魅力を感じる「持続可能なもうかる農林水産業」の実現につなげていく必要があります。

## 産業振興・雇用

県内経済は、平成 28 (2016) 年度の県内総生産（実質）が過去最高を記録するとともに、有効求人倍率が高水準で推移しています。一方で、深刻な労働力不足など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は依然として厳しく、景気回復の実感が伴っていない状況もあります。

こうした中、平成 26 (2014) 年 4 月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、関係団体と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援に取り組んだ結果、三重県版経営向上計画の活用等による経営力の向上など、一定の成果を得ることができました。また、経営者の高齢化が進む中、後継者難を理由とした廃業等による地域経済の損失などを抑えるため、全国に先駆けて円滑な事業承継に向けた支援に重点的に取り組みました。

県内のものづくり企業の技術開発力・競争力を強化するため、「みえ産学官技術連携研究会」を設立し、その活動等を通じて新たな産学官プロジェクトの創出につなげました。また、成長産業への投資、マザーワーク場化、研究開発施設等高付加価値化につながる投資などを支援しました。企業誘致については、特に外資系企業誘致の体制整備や補助制度の拡充により、新たに 5 社の県内進出が実現しました。

伊勢志摩サミット、お伊勢さん菓子博 2017 の開催を契機とした「みえの食」の国内外での知名度向上を生かすため、食関連産業のステージアップに向けた商品力の向上、販路拡大、人材確保・育成の取組を進めました。特に、三重の日本酒については、国内出荷量および海外輸出量が増加するなどの成果が見られるほか、国際的な日本酒コンクール等で高い評価を得ました。また、首都圏営業拠点「三重テラス」では、平成 25 (2013) 年 9 月のオープン以来 350 万人を超える来館者に対して、三重の「食」をはじめ「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」等、さまざまな魅力を発信しています。

国際展開の推進については、タイ政府と協力し、食品加工分野における人材育成等の拠点として平成 30 (2018) 年 11 月に「三重タイ イノベーションセンター」をバンコクに設置するなど、本県がネットワークを有する国・地域を中心に県内企業の海外展開を支援しました。

障がい者雇用の推進に向けて、平成 26 (2014) 年にオープンしたステップアップカフェ「Cotti 菜（こっちな）」は、総来店者数が 10 万人を突破しました。また、県内企業における障がい者の実雇用率は、平成 30 (2018) 年 6 月 1 日現在で 2.2% となり、平成 28 (2016) 年から 3 年連続で法定雇用率を達成しました。

安定的で良質な雇用を創出するため、自動車や航空宇宙、食、観光等の分野において、地域の産業政策と一体となった雇用機会の拡大や求職者の能力開発・人材育成に取り組みました。また、U・I ターン就職を支援するため、県外大学 18 校と就職支援協定を締結し、学生への情報発信を強化するとともに、県内企業へのインターンシップの促進に取り組みました。さらに、働く場の質を向上させ、魅力ある働く場を提供し、人口減少に歯止めをかけ地方創生につなげるという考え方のもと、働き方改革の推進に全国に先駆けて取り組んだ結果、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合は年々増加しています。

AI、IoT、ロボットをはじめとする第 4 次産業革命に伴う急速な技術革新など、県内産業を取り巻く急激な環境の変化に的確に対応していくため、平成 30 (2018) 年 11 月に、概ね 10 年先を見据え、産業政策の新しい方向性を示した「みえ産業振興ビジョン」を策定しました。ビジョンの具現化に向けて、知恵や知識、技術を「KUMINAOSHI (組み合わせ・繋ぎ直し)」、共感と協創による新しい三重の産業創出に取り組んでいます。その際、地域の雇用・経済を支える中小企業・小規模企業の振興に引き続き注力するとともに、強みであるものづくり産業を次世代につながる産業としていくこと、世界に誇れる地域資源など多様な三重県の魅力を再認識し、それらの活用を一層促進していくことで新しい付加価値を創出していくことが重要です。さらに、新たな知恵や知識、技術を取り込んでいくためには、産学官の連携が一層求められます。平成 31 (2019) 年に東京大学地域未来社会連携研究機構の全国初の三重サテライト拠点、三重大学北勢サテライト知的イノベーションセンター、高度部材イノベーションセンター (AMIC) が四日市市内の同一施設内に設置されたことを契機とし、産学官連携を一層深めていく必要があります。

人口減少が進む中、地域経済が持続的に発展していくためには、「人づくり」の視点が一層重要です。女性や高齢者、障がい者、外国人など、働く意欲のある全ての人々が活躍できる職場環境づくりに取り組むとともに、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力あるしぐさを創出していく必要があります。

## 観光

三重県が魅力ある観光の目的地として国内外から選ばれ続けるよう、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博 2017、インターハイ等の好機を生かし、オール三重で観光振興に取り組んだ結果、平成 30 (2018) 年の観光入込客数は、4 年連続で増加し、過去最高の 4,261 万人を記録しました。また、観光消費額についても 5,338 億円と 4 年連続で増加し、神宮式年遷宮のあった平成 25 (2013) 年に次ぐ過去 2 番目となるなど、観光で地域の稼ぐ力を伸ばす「観光の产业化」に向けた取組が着実に実を結びつつあります。

観光客の周遊性・滞在性の向上と観光消費額の増加を図るため、平成 28 (2016) 年 6 月から平成 31 (2019) 年 3 月まで「みえ食旅パスポート」の取組を展開し、リピーターの獲得や観光客データの蓄積、「みえ旅おもてなし施設」や「みえ旅案内所」などのネットワークの構築につなげました。

海外誘客については、増加する個人の外国人旅行者（FIT）の誘客を図るため、「MIE, Once In Your Lifetime（一生に一度は訪れたいたい三重県）」をキャッチフレーズに、インスタグラムを活用した「#VISITMIE キャンペーン」を展開し、観光プランディングの確立や客が客を呼ぶサイクルの構築に取り組んでいます。また、日本初の「日本ゴルフツーリズムコンベンション2018」の開催成果をもとに、富裕層や欧米諸国からの誘客につなげられるようゴルフトーリズムに取り組んでいます。

熊野古道が世界遺産登録15周年を迎えた令和元（2019）年には、熊野古道にゆかりのある15市町をはじめ200を超える団体等を中心に、さまざまな記念事業を実施し、地域が一体となって15周年を盛り上げています。

今後は、SNSによる情報発信や令和元（2019）年度から開始した「スマホでみえ得キャンペーン」等デジタルマーケティングを活用した取組を一層発展させ、戦略的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげられるよう、地域の観光地経営の核となるDMO<sup>注)3</sup>との連携も強化し、オール三重で魅力ある観光地づくりを進めていく必要があります。

注3) DMO：観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。

## 基盤整備

県民生活の安全性・利便性の向上、地域の経済活動の発展や県内外との交流・連携に向けて、平成31（2019）年3月に新名神高速道路の県内区間全線および東海環状自動車道の東員IC－大安IC間が開通するとともに、未事業化区間であった近畿自動車道紀勢線の熊野市－紀宝町間についても、令和元（2019）年度に国道42号紀宝熊野道路として新規事業化されました。また、国道23号中勢バイパス（鈴鹿・津工区）や国道42号松阪多気バイパス、国道167号鵜方磯部バイパス、国道422号三田坂バイパス、国道477号四日市湯の山道路、湯の山地区と国道477号を結ぶ「湯の山かもしか大橋」を供用開始するなど、県内道路ネットワークの整備が着実に進みました。三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、多くの選手や観客等の来県が期待されます。

開港120周年を迎えた四日市港は、平成30（2018）年4月に開通した臨港道路霞4号幹線（四日市・いなばポートライン）による利便性向上と、港湾施設等の整備、官民一体のポートセールスを背景に、平成30（2018）年の外貨コンテナ取扱量は、過去最高の約20.6TEUとなりました。

リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート、駅位置の早期確定や円滑な事業着手に向けて、平成29（2017）年度に立ち上げた「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」等の活動を通じ、三府県およびJR東海等との連携・協力活動に取り組みました。また、平成28（2016）年度に立ち上げた「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」において継続的に東京・名古屋間事業の進捗等を把握するとともに、中部圏のリニアインパクトを高めるための具体的な連携活動の検討を進めました。さらに、同会議の協力も得ながら、令和9（2027）年の東京・名古屋間先行開業が本県にもたらす効果に関する調査・研究に取り組みました。

引き続き、大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に備え、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として幹線道路網の整備を促進するとともに、道

路施設が将来にわたって機能を十分発揮するよう、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施し、計画的な修繕・更新を進めていく必要があります。

## 行財政改革の推進

「第二次三重県行財政改革取組」では、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるため、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、全庁をあげて取り組んでいるところです。

これまでの取組について成果と課題を検証したところ、協創・現場重視の推進に向けて、職員が現場を重視し、さまざまな主体との協創を推進することができるような人材育成や実践体験につながる取組により、県が行う事業・業務における協創が促進され、一定の成果が現れていることを確認したところです。

さらに、機動的な財政運営の確保のために、平成29（2017）年6月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組（以下、「集中取組」という。）」を策定し、歳入・歳出両面における取組を進めてきた結果、公債費などを一定抑制することができ、集中取組の数値目標である「経常収支適正度」が順調に改善するなど、成果が現れつつあります。しかしながら、引き続き、公債費等が高水準であることなど、本県財政の構造的な要因は、短期間で解決できるものではありません。

一方で、コンプライアンスの徹底については、職員の意識向上や不適切な事務処理の防止に向けて取り組んできたにもかかわらず、依然として県民の皆さんに信頼を損なうような不適切な事務処理や職員の不祥事が続いている。平成31（2019）年3月にとりまとめた「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」に基づき取り組んでいますが、引き続き、県民の皆さんからの信頼回復に強い決意をもって、取組を進める必要があります。

## 【参考資料】

### これからのみえづくりに向けた高校生、大学生等意識調査結果（速報）

次代を担う若者の意識を把握し、これからのみえづくりの指針となる計画づくりにつなげるため、県内の高校生、大学生等を対象にした意識調査を実施しました。「第8回みえ県民意識調査」で質問した調査項目と同じ項目について、主な概要（速報）は、次のとおりです。

#### ○対象

県立学校および私立高校の卒業1年前の生徒（原則2クラス） 約5,000人

県内14高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の卒業1年前の全ての学生 約5,000人

#### ○調査期間

令和元（2019）年6月～7月

#### ○概要

##### 【幸福感】

高校生、大学生等が日ごろ感じている幸福感について、10点満点で質問したところ、高校生の平均値が6.74点、大学生等の平均値が6.62点となっています。（第8回みえ県民意識調査（平成30年度）の平均値は6.69点）

##### 【政策分野の重要度】

高校生、大学生等が重要と考える政策分野を質問したところ、高校生は「防災・減災」が最も高く、次いで「医療」「防犯・交通安全」となり、大学生等は「医療」が最も高く、次いで「防災・減災」「結婚・妊娠・出産・子育て支援」となっています。

※最終案にて、「第8回みえ県民意識調査」（調査期間：平成31年1月～2月）の分析結果の概要をお示しする予定です。

※最終案にて、「これからのみえづくりに向けた高校生・大学生等意識調査」の分析結果の概要をお示しする予定です。

## 2 県民の意識から見た変化

県では、「みえ県民力ビジョン」の取組を推進する中で、県民の皆さんのがんごろ感じている幸福感や、政策分野ごとに設定した幸福実感指標に関する推移などを把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施してきました。

#### 【幸福感】

県民の皆さんのがんごろ感じている幸福感について、10点満点で質問したところ、第8回（平成30年度）調査の平均値は6.69点で、第二次行動計画がスタートした前年度に調査した第5回（平成27年度）調査より、0.02点高くなっています。

#### 【幸福実感指標】

県民の皆さんのがんごろ感じている政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（幸福実感指標）について、第5回（平成27年度）調査と第8回（平成30年度）調査を比較すると、「実感している層」は15項目中12項目で高くなっています。最も割合が高くなかったのは「必要な医療サービスを利用できている」、次いで「必要な福祉サービスを利用できている」「犯罪や事故が少なく、安全に暮らしている」「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」などとなっており、医療および福祉分野や防災分野など、これまで注力してきた取組において、「実感している」という層が増えています。

#### 【政策分野の重要度】

第7回（平成29年度）調査において、県民の皆さんが高い重要と考える政策分野を質問したところ、「医療」が最も高く、次いで「介護・高齢者福祉」「防災・減災」となっています。

※最終案にて、「第8回みえ県民意識調査」（調査期間：平成31年1月～2月）の分析結果の概要をお示しする予定です。

## 【参考資料】

### 三重県を取り巻く時代潮流と現状認識

「みえ県民力ビジョン」策定以降の三重県を取り巻く国内外の時代潮流としてとらえておくべき主な事象について、次のとおり整理しました。

#### (1) 人口減少、少子・超高齢社会の進行 ※第1章、第3編関連

- 人口減少、少子・超高齢社会の進行が加速し、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、あらゆる分野において従来の社会モデルが通用しない時代に突入しています。
- 人口減少下でも地域の持続的な活性化を図り、誰もが夢や希望を持ち、安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、昭和や平成における成功体験のみに頼るのではなく、新しい時代の社会モデルを構築していく必要があります。
- 国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、全国と同様、本県でも人口減少、少子・高齢化が続くものと推計されています。（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3月推計）」）
- 本県の総人口は、平成 27（2015）年の 181.6 万人から令和 7（2025）年には 171 万人まで減少する見込みであり、65 歳以上の老人人口は、平成 27（2015）年の 50.1 万人から令和 7（2025）年には 53.4 万人に増加する見込みです。高齢化率も 27.9% から 31.2% となり、3割を超える見込みです。

#### (2) 頻発する大規模自然災害の脅威、インフラの老朽化

- 平成 23（2011）年の東日本大震災以降、平成 28（2016）年の熊本地震、平成 29（2017）年の九州北部豪雨、平成 30（2018）年 7 月豪雨、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等、全国各地において「想定外」「数十年に一度」の大規模な自然災害が相次いでいます。
- 本県でも、紀伊半島大水害以降も、平成 29（2017）年台風第 21 号と第 22 号、平成 30（2018）年台風第 20 号等の大型台風が襲来し、県内各地で甚大な被害が発生しました。また、南海トラフ地震の発生確率が引き上げられるなど、私たちの命や暮らしの安全・安心が脅かされています。
- 「平成 30（2018）年度防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災後、時間の経過とともに薄れていた県民の皆さんの防災・危機意識が再び高まりつつある中で、夜間の大地震や局地的大雨等の避難行動で「避難しない」と回答した方の割合が増加傾向にあることなどから、さまざまな主体が連携する「共助」の取組の活性化などの課題が明らかになりました。
- 高度成長期に集中的に整備された公共施設等のインフラについて、今後、一斉に耐用年数の期限を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。
- 伊勢湾台風から 60 年、昭和東南海地震から 75 年の節目を迎える中、防災・減災対策の強化や公共施設等のインフラの長寿命化・老朽化対策など、国土強靭化の取組を通じて、

誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

#### (3) 人生 100 年時代の到来

- 65 歳以上を一律に「高齢者」と線引きすることは、現実的なものではなくなりつつあり、70 歳以降も意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しています。人生 100 年時代の到来を見据えて、誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会をめざし、全世代型社会保障への改革が進められています。
- 60 歳代で 70 歳以降も働くことを希望している人の割合は、約 8 割にのぼる一方で、高齢者の希望する就労形態は、男性でも 4 割弱、女性は 7 割がパートタイムであるなど、多様な働き方のニーズが存在しています。（「成長戦略実行計画 2019」）
- 本県における 65 歳以上の世帯主の全世帯に占める割合は、社人研の推計によると、平成 27（2015）年の 38.3% から令和 7（2025）年に 40.9%、令和 22（2040）年に 46.3% と大きく上昇し、全国平均よりも高い水準で推移する見込みです。（「世帯数の将来推計」（平成 31（2019）年 4 月））
- 本県の平均寿命および健康寿命の推移をみると、男女とも延びている一方で、健康寿命の延びは、平均寿命の延びを下回る状況にあります（平成 22（2010）年度から平成 28（2016）年度までの伸びは、男性：平均寿命 +1.5 歳、健康寿命 +1.2 歳、女性：平均寿命 +1.2 歳、健康寿命 +0.6 歳）。
- 本県では、70 歳以上まで働く制度のある企業の割合は 30.5% で、全国平均（27.6%）を上回ります（全国 10 位）（厚生労働省「高齢者の雇用状況」（平成 30（2018）年 11 月公表））。
- 「第 7 回みえ県民意識調査」によると、「100 歳まで生きることに不安を感じている」と回答した方の割合は、全体の約 7 割で、不安に感じる理由として「健康の維持（病気や介護）」、「収入の確保」、「家族や友人等とのつながり」の順に回答した割合が多いことが明らかになりました。
- こうしたことふまえると、健康寿命の延伸や生活習慣病予防に向けた健康づくり、質の高い医療・介護・福祉サービスの提供などにより、あらゆる世代の人々が、生涯にわたって、自らの希望に応じて意欲・能力を生かし、いきいきと活躍できるエイジレスな社会づくりを進めていくことが必要です。

#### (4) 「孤独や孤立」と「つながり」の複雑化

- 少子・高齢化の進展、情報通信技術の進歩、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、標準的な家族形態の変化を背景とした行政ニーズの複雑化・多様化が進んでいる中で、単身世帯高齢者、一人親家庭、中高年の引きこもりなど、「孤独や孤立」の状態から生きづらさを抱える方が増えており、孤独死や児童虐待等の社会問題が顕在化しています。
- 本県における 65 歳以上の高齢世帯に占める一人暮らしの割合は、社人研の推計によると、平成 27（2015）年の 30.0% から令和 7（2025）年に 33.5%、令和 22（2040）年に 37.6% と増加する見込みです。また、全世帯に占める一人親家庭の割合は、平成 27（2015）年 8.3% から令和 7（2025）年に 8.9%、令和 22（2040）年に 9.2% と増加

する見込み(特に男性の一人親家庭の割合は、全国平均よりも高い水準で推移する見込み)です。(「世帯数の将来推計」(平成 31 (2019) 年 4 月公表))

- 本県における引きこもり(半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せずに自宅でひきこもる)の状態にある方は、中高年層(40~64 歳)で 8,570 人、若年層(15~39 歳)で 7,570 人と推計されています。また、中高年層は、若年層と異なり、退職したことをきっかけとして引きこもり状態になった方が多い傾向があります。(内閣府 平成 31(2019) 年度「生活状況に関する調査」、平成 28 年度「若者の生活に関する調査」から推計)
- 「就職氷河期世代」と呼ばれる 30 代半ばから 40 代半ばの方は、バブル崩壊後の景気悪化等により、安定した職に就けず、不本意ながら非正規職員となった方、長期無業者、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方が多い状況にあります。
- 一方で、SNS、ボランティア活動、子ども食堂、認知症カフェ等による、新たな「つながり」が生まれています。県が把握している子ども食堂の数は、平成 29 (2017) 年の 26 か所から令和元 (2019) 年 5 月には 40 か所、また県内の認知症カフェの数は、平成 26 (2014) 年度の 10 か所から平成 30 (2018) 年度には 113 か所と大幅に増加しています。
- こうした新しい「つながり」も意識しつつ、支える側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰もが役割をもって、社会全体で支え合うセーフティネットの仕組みを構築していく必要があります。

#### (5) 経済・雇用情勢

- 県内経済は、令和元年 6 月の経済指標によると、回復が一服していますが、平成 28(2016) 年度の実質県内総生産が 7 兆 9,071 億円と過去 2 番目に高い水準を記録し、平成 21 (2009) 年から平成 27 (2015) 年までの実質経済成長率が 15.0% で全国第 2 位、平成 27 (2015) 年度の 1 人当たり県民所得が 356 万円で全国第 3 位など、県民の皆さんの努力の結果、三重県の発展につながる成果が生まれています。また、有効求人倍率が高水準で推移している一方で、県内企業における深刻な労働力不足が続いているほか、米中間の通商問題や英国の EU 離脱交渉など、世界経済情勢に大きな影響を及ぼす動きがある中で、先行き不透明感が増しています。
- 令和元 (2019) 年 10 月の消費税率引上げ後の県内経済への影響についても、前回平成 26 (2014) 年 4 月の税率引上げ時に需要が後退した経験をふまえ、引き続き注視していく必要があります。
- 県内経済の良い流れを継続し、さらに厚みを増していくためにも、県内企業数の 99.8% を占める中小企業・小規模企業の振興、農林水産業の成長産業化などに引き続き注力し、強じんて多様な産業構造への転換を図っていく必要があります。

#### (6) グローバル化の進展

- あらゆる場所でグローバル化が加速し、情報通信や交通分野における技術革新により、人々の生活圏が広がっています。また、社会のあらゆる分野におけるつながりが国境を越え、ヒト、モノ、カネ、情報の流れが活発化し、人材の流動化、人材獲得競争などグロー

バル競争が激化するとともに、国際協調の重要性が一層増しています。

- 平成 30 (2018) 年 12 月の TPP11 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) や平成 31 (2019) 年 2 月の日本 EU 経済連携協定 (EPA) の発効により、巨大な自由貿易圏が誕生し、国内企業にとってビジネスチャンスの拡大が期待されます。
- 世界経済の重心がアジアへシフトしつつある中、急成長するアジア市場を取り込むためにも、県内企業の海外展開を支援していく必要があります。
- 世界的な日本食ブーム等により拡大する海外需要を好機ととらえ、県産農林水産物や食品の輸出拡大を一層促進していく必要があります。
- 新たな在留資格「特定技能制度」の創設に伴い、今後外国人労働者が増加することに備えた対策が求められています。
- 訪日外国人旅行者(インバウンド)が平成 30 (2018) 年に 3,000 万人を超え、令和 12 (2030) 年には 6,000 万人をめざす中、観光産業を持続的に発展させ、県内全域に波及効果をもたらすため、拡大するインバウンド需要を一層取り込んでいく必要があります。

#### (7) 多様な働き方の拡大

- 人々のライフスタイル・価値観の多様化、標準的な家族形態等の変化、人工知能 (AI) 等の先端技術の進展等を背景に、テレワーク、フレックスタイム制度の導入や、雇用関係によらないフリーランス・兼業・副業の解禁、ギグ・エコノミー(インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態)など、新しい働き方が出現しています。
- 女性活躍推進法、働き方改革関連法、高齢者雇用安定法等が制定され、障がい者、女性、高齢者など、誰もが働きやすい環境づくりに向けた環境整備が進んでいます。また、70 歳までの就業機会の確保や、中途採用・経験者採用の拡大、新卒一括採用の見直しについて、社会的な議論が開始されています。
- 生産年齢人口が減少する中で、全国と同様、本県においても中小企業・小規模企業を中心で労働力不足が深刻化しています。令和元(2019)年度県内事業所アンケートによると、全体の 46.3% の企業が「従業員の確保難」を経営課題にあげています。
- こうしたことをふまえると、企業の生産性向上や人材確保・定着促進のためにも、長時間労働の是正、柔軟な就労形態の導入、有給休暇の取得促進、出産・育児・介護と仕事の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの実現など、働き方改革をさらに進めていく必要があります。また、働く意欲のある障がい者や女性、高齢者、外国人など、誰もが希望する働き方を選択し、自らの能力・スキルを發揮することにより、いきいきと働き、活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

#### (8) 環境保全、脱炭素化の動き

- 地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs (持続可能な開発目標) でも求められており、世界全体の取組としてプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を、実効的に進めいく必要があります。国では、令和元 (2019) 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策

定し、施策を推進しています。

- 世界では約 8 億人の人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、日本では世界全体の食料援助量である約 320 万トンを大きく上回る約 640 万トンの食品ロスが発生しています。令和元（2019）年 10 月に施行予定の「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、県としてもフードバンク活動が円滑に行われるよう必要な施策を講じる必要があります。
- 国では、福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を踏まえ、「第 5 次エネルギー基本計画」に基づき、令和 32（2050）年に向けて、原子力を含めたエネルギー・ミックスの政策を推進しています。平成 27（2015）年「パリ協定」発効後の世界的な脱炭素化の動きの中で、令和元（2019）年 6 月に策定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、2050 年までに温室効果ガスの 80% 削減に取り組むこととし、環境と成長の好循環の実現を目指しています。
- 本県では、「新エネルギー・ビジュン」に基づき、家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の育成と集積、次世代の地域エネルギー等の活用などに取り組んでおり、新エネルギーの導入が拡がりつつあります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、ライフスタイルや事業活動の変革を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に貢献できるよう、エネルギー効率の更なる向上や消費量増加の抑制、新エネルギーの導入拡大などを進めていく必要があります。

#### （9）三重県の知名度を高め、発展するチャンスの到来

- ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック等、世界規模のスポーツ大会が開催されるゴールデンスポーツイヤーズが到来しています。県内では、それに続く令和 3（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、多くの選手や観客等の来県が期待されています。
- 中部国際空港に LCC 専用の第 2 ターミナルが令和元（2019）年 9 月に完成するほか、令和 7（2025）年には大阪・関西万博が開催される予定であり、インバウンドの増加が期待されます。
- リニア中央新幹線が、東京・名古屋間で令和 9（2027）年に、名古屋・大阪間で 2045 年より最大 8 年間前倒しで開業する見込みであることから、三大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、この成長力が全国に波及することが期待されています。また、東京・大阪間が約 1 時間で結ばれ、国内各地間の移動時間が劇的に短くなることにより、交流の活性化によるイノベーションの創出に寄与するとともに、情報通信技術の進展と相まって、時間と場所に縛られない新たなビジネススタイル・ライフスタイルを生み出す可能性があります。
- 引き続き、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート、駅位置の早期確定や円滑な事業着手が望まれます。
- こうした三重県の知名度を高め、発展するチャンスを生かして、良い経済の流れを加速させ、明るい未来をつくるため、万全の態勢で営業力を強化していく必要があります。

## 第2章 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざして

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（以下「第二次行動計画」という。）では、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の 3 つの豊かさを高めていくことで享受できる豊かさを「新しい豊かさ」ととらえ、県民の皆さんのが「新しい豊かさ」を享受できるよう三重づくりを進めることで、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現を図ってきました。

第三次行動計画においては、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像を、改めて「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」ととらえた上で、「令和」の時代に留意すべき新しい概念である「Society 5.0」と「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を取り入れて、その実現をめざすこととします。

### 1 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会について

（めざすべき三重の姿）

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像について、第二次行動計画では、「新しい豊かさ」を享受できる、時代の分水嶺の先のめざすべき三重の姿として、次のような社会をイメージしています。

- 将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会
- 自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
- ライフステージに応じて多様な働き方ができる社会
- より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度も挑戦できる社会
- 家族の絆や地域のつながりを感じ、支えあって暮らすことができる社会
- 美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じながら暮らすことができる社会
- 活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる社会

第三次行動計画においては、このめざすべき社会の姿を「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」と表現します。

（三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会）

私たちは、平成 25（2013）年の第 62 回式年遷宮や平成 28（2016）年の伊勢志摩サミットの経験を通じて、「自然と人との共生」や「伝統文化の継承」、「多様性への寛容」など、時代を超えて育んできた先人の精神性や価値を改めて認識することができました。

また、松浦武四郎や本居宣長などの三重の偉人に代表されるように、三重の地は、人、もの、情報が交流することで、新たな価値観や考え方を生み出すという気概や DNA が受け継が

れていると考えます。

さらに、三重県らしい取組として、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めているところです。

こうした背景をふまえると、共感性を高く持ち、他人の痛みを感じ、いたわり、助け合う、そして、どんな文化や価値観の違う人に対しても、理解し、包み込むという「多様性」「包容力」は、先人から継承されてきた県民性と考えられます。そして、この県民性は、日本、さらに世界における先進的な存在となりうるものであります。

今後、人口減少、少子・超高齢化や経済のグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化などが進展していく中で、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての県民の皆さんのが自ら希望の実現に向けて主体的に社会に参画し、自分らしく挑戦することで、地域の自立的な発展につなげていくためには、お互いの違いを価値と認め合い、多様性を受容する社会づくりがより一層必要になると考えられます。

第三次行動計画では、三重の持つポテンシャルである「多様性」「包容力」を深化させ、未来にしっかりと継承していくことで、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざしていきます。

## 2 Society 5.0 の考え方

国の「第5期科学技術基本計画」において提唱された Society 5.0 は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念です。

Society 5.0 は、持続可能で、インクルーシブな社会経済システムであると考えられ、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導し、仮想空間と現実空間を高度に融合させて、「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」の実現をめざしています。

人口減少と少子・超高齢化が並行して進展する中で、こうした Society 5.0 の考え方を取り入れ、地域課題を解決し、快適で活力に満ちた質の高い生活を実現することは、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」をめざす第三次行動計画の方向性に通じるものと考えられます。

また、新しい産業政策の方向性を示した「みえ産業振興ビジョン」においても、Society 5.0 による超スマート社会の到来を強く意識し、既存の価値にとらわれずに、知恵や知識、技術を国内外から積極的に取り込み、それらを組み合わせ、あるいは繋ぎ直していく「KUMINAOSHI」を進めることで、新しい価値の創出につなげていくことを基本理念として掲げているところです。

複雑に絡み合う地域の課題を解決するとともに、強じんで多様な産業構造を構築していくには、今後の施策展開において Society 5.0 の視点をこれまで以上に積極的に取り込んでいく必要があります。

Society 5.0 の実現による超スマート社会は、いずれ訪れるものではなく、私たちが、未來の三重県の姿を思い描き、社会のあらゆる領域において、その視点を積極的に取り入れていくことにより、創り上げていかなければなりません。

## 3 SDGs（持続可能な開発目標）の考え方

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」という。）における 2030 年に達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。また、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

2030 アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7 伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的及び国際的に 2030 アジェンダの実施を推進することにコミットすることが世界に発信されました。

SDGs の 17 の目標（ゴール）は、経済・社会・環境の 3 つの側面を一体不可分なものととらえ、相互のつながりを深く理解し、紐解くことで、地域が取り組むべき複数の課題の同時解決をめざすものであり、こうした SDGs の考え方方は、私たちがめざす社会の姿である「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

また、SDGs では、17 番目の目標（ゴール）としてパートナーシップの活性化が掲げられており、個人や企業、地域の団体、行政など、多様なステークホルダーによる効果的なパートナーシップが奨励・推進されています。SDGs の導入は、多様なステークホルダーの自治体活動への参加をより具体化し、地方行政の一層の活性化に資するものと言えます。

こうした考え方、「みえ県民力ビジョン」が掲げる「自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）」が、「公」を担う主体として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」の考え方方に通ずるものと考えられます。

## 4 県の施策展開

「令和」という新しい時代を迎えた今、人口増を前提とした右肩上がりの成長は見込めなくなり、従来の社会モデルが通用しない時代に突入しています。

こうした中、Society 5.0 や SDGs の実現によりめざす未来の社会像は、「行動に制約がある高齢者や障がいのある方々が、自由に移動でき、充実した生活が送れる」、「地域にかかわらず、質の高い医療や介護のサービスが受けられる」、「AI の活用や情報の共有によりさまざまなロスが削減され、経済的損失と環境負荷の低減を図れる」など、先端技術を取り入れることで、イノベーションが生まれ、さまざまつながりが増え、多様な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで、社会的課題が克服されるとともに、一人ひとりが快適で活力に満ちた、質の高い生活を送ることができる新しい社会の姿です。

そこで、第三次行動計画においては、Society 5.0 と SDGs の考え方に基づき、次のとおり視点を整理しました。

**視点① 「イノベーション」による新たな価値の創出と課題解決**

- ・さまざまな知識・情報・データの共有や組み合わせを進めることにより、分野横断的な連携を活性化させ、今までにない新たな価値を創出するとともに、社会的課題や困難を克服します。
- ・業務プロセスに新しい技術・知恵・情報を組み込むことでイノベーションを生み、成果の拡大、生産性の向上、環境負荷の低減、コストの抑制等を実現します。
- ・人間の能力では限界のある業務や負担感の大きい作業を先端技術で代行・支援することにより、業務の効率化、労働負荷の低減、機械ではなく人間にしかできない業務へのシフトを進めます。

**視点② 多様なニーズへのきめ細かな対応による生活の質の向上**

- ・さまざまな情報・データ・技術の活用により、県民一人ひとりの多様なニーズ、潜在的なニーズを把握して、きめ細かなサービスを充実し、快適で活力に満ちた質の高い生活を実現します。
- ・先端技術の導入・活用により、性別、年齢、障がいの有無、言語等による格差や制約を解消し、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。

**視点③ いつでもどこでも「つながる」ことによる機会の創出**

- ・先端技術の導入・活用により、地理的・空間的課題を克服し、遠隔地や過疎地域など距離や時間の制約がハンデにならない働き方の推進やサービスの創出を図ります。
- ・自動運転や MaaS (Mobility as a Service) など新たな移動手段の普及により、交通ネットワークの新たな「つながり」を創出し、県内における移動の利便性を向上させます。
- ・先端技術の導入・活用により、県内に居住するかどうかにかかわらず、地域の担い手とのコミュニケーションを拡大し、新たな「つながり」を創出することで、地方創生の取組を進めます。

**視点④ Society 5.0 を支える人材・基盤づくり**

- ・データリテラシーを備えるデジタル人材を育成するとともに、AI 時代に産業界で求められる人材を確保します。
- ・時代の変化や新たな職務に応じて学び直すリカレント教育を広げ、多様な人材が活躍できる機会を創出します。
- ・デジタル時代のデータの利活用を支える情報通信基盤の整備を促進するとともに、行政情報のオープンデータ化や、個人情報保護等の情報セキュリティの高度化を図ります。

**視点① 誰一人取り残さない（包摂性）**

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての県民の皆さんが自らの希望の実現に向けて、主体的に社会に参画し、自分らしく挑戦することで、地域の自立的な発展につなげていきます。
- ・特にジェンダーの平等を達成するためには、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができ、それぞれに多様な生き方が認められ、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うことができる環境づくりが必要です。

**視点② 全てのステークホルダーが役割を担う（参画型）**

- ・全ての県民の皆さんが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」を進めます。
- ・地域住民はもとより、産官学金労言士をはじめとする多様なステークホルダーと、それぞれの知識やノウハウ、経験を活用し連携することにより、効果的に地方創生の取組を推進します。
- ・次代を担う子どもたちが夢や希望を抱き、三重県に愛着と誇りを感じ、地域社会で活躍、成長していくような人づくりを進めます。

**視点③ 経済・社会・環境の 3 つの側面で統合的に取り組む（統合性）**

- ・経済・社会・環境の各分野の課題を解決するため、課題相互の関連性を意識し、統合的に取り組むことで、相乗効果を発揮し、持続可能な経済成長と、人と自然との共生の両立を進めます。

これら 2 つの視点に基づき、複雑かつ多岐にわたる三重県を取り巻く課題解決に向けて、Society 5.0 を支える技術を利活用した取組や、経済・社会・環境の 3 つの側面からの統合的な取組に挑戦することで、全ての県民の皆さんが快適で活力に満ちた質の高い生活を送り、「新しい豊かさ」を享受することができる三重づくりが進むものと考えます。

第三次行動計画では、「協創」の視点に加えて、Society 5.0 および SDGs の視点を取り入れることにより、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざします。

協創による「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めることで、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざします。

経済発展と社会課題の解決を  
両立する人間中心の社会の実現に寄与

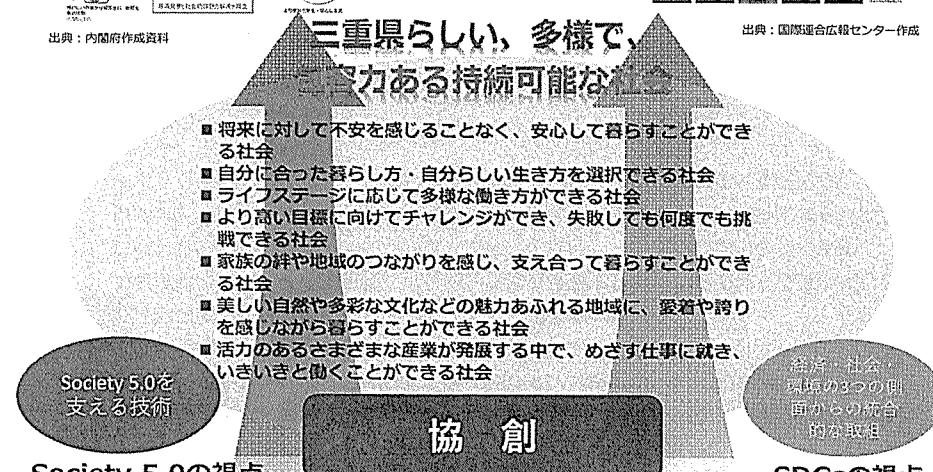
SDGs（持続可能な開発目標）の  
17のゴールと169のターゲットの実現に寄与



出典：内閣府作成資料



出典：国際連合広報センター作成



### Society 5.0の視点

- 「イノベーション」による新たな価値の創出と課題解決
- 多様なニーズへのきめ細かな対応による生活の質の向上
- いつでもどこでも「つながる」ことによる機会の創出
- Society 5.0を支える人材・基盤づくり

- 誰一人取り残さない（包摂性） ●
- 全てのステークホルダーが役割を担う（参画型） ●
- 経済・社会・環境の3つの側面で統合的に取り組む（統合性） ●

## 第2編

# 政策体系

### 第1章 政策体系の概要

#### 第1節 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」で示した＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）に加え、本行動計画では、＜政策＞と、＜施策＞の内容を、構成する＜基本事業＞とあわせて示しています。

＜施策＞には、それぞれの＜施策＞をより適切に評価するとともに、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標（「主指標（仮称）」）と、＜施策＞を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしいものであって、県（行政）の取組の効果がわかる代表的な指標（「副指標（仮称）」）を設定します。

＜施策＞は、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、＜施策＞を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

#### 〔施策の指標の考え方〕

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「主指標」、「副指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

##### ○主指標

「主指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんにわかりやすくあらわそうとしたものです。

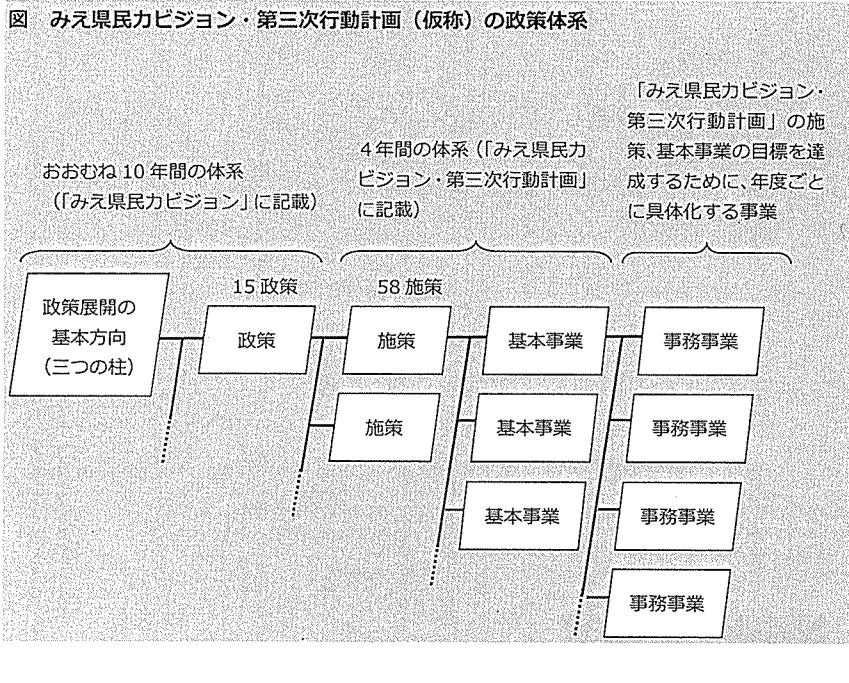
＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

##### ○副指標

「副指標」は、各＜施策＞の成果を評価する際に、各＜施策＞において県が取り組んだことの効果がわかる代表的な指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。第二次行動計画では、基本事業に1つ以上の「県の活動指標」を設定し、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの効果をあらわす指標としていましたが、＜施策＞の成果をわかりやすくあらわすため、「副指標」は、基本事業にかかわらず、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

図 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）の政策体系



## 第2節 政策体系の見直し

政策体系については、社会経済情勢の変化やこれまでの成果と課題の確認・検証等をふまえて、新たな課題に対応するために必要な施策の新設・改変や、関連する基本事業が有機的に結びつき、効果的かつ効率的な取組の成果が得られるような施策の再構築など必要な見直しを行いました。

### 1 政策体系の見直しの考え方

#### (1) 政策展開の基本方向（三つの柱）

「みえ県民力ビジョン」策定当時における時代潮流と現状認識は、大規模な自然災害の脅威への対応、環境問題を含めたエネルギー政策の見直し、人口減少と少子・超高齢社会への対応、グローバル化への対応を含めた強じんで多様な産業構造への転換など、現時点においても通ずるものと考えられるため、第三次行動計画の4年間においても、「みえ県民力ビジョン」の基本理念の実現に向けて、引き続き「守る」「創る」「拓く」の三つの柱で取り組んでいきます。

#### (2) 政策・施策

政策・施策については、少子・超高齢社会への対応をはじめとする人口減少対策など第二次行動計画から続く課題による見直しや、「三重県教育施策大綱」や「みえ産業振興ビ

ジョン」、「三重県環境基本計画」など計画の策定・改定等による見直しを行いました。

#### (3) 数値目標

施策をより適切に評価し、かつ、わかりやすさを重視するため、第二次行動計画における、県民の皆さんにとっての成果をあらわす「県民指標」、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる「県の活動指標」に替えて、施策にこれまでの「県民指標」に相当する「主指標（仮称）」、施策を適切に評価する際に、「主指標（仮称）」を補足するのにふさわしいものであって、県（行政）の取組の効果がわかる代表的な指標として「副指標（仮称）」を設けます。

それぞれの施策の主指標および副指標については、第二次行動計画策定後の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、県民の皆さんから見てわかりやすいか、施策のめざす姿や目的との関係が適切に反映されているか、また県民の皆さんのニーズや社会的関心の高い課題をとらえた指標となっているか、などの観点から指標を設定しました。

## 第3節 重点取組

第一次行動計画では、4年間をとおして課題に重点的に取り組む「選択・集中プログラム」（「緊急課題解決プロジェクト」、「新しい豊かさ協創プロジェクト」、「南部地域活性化プログラム」）を設けて、「みえ県民力ビジョン」を推進してきましたが、第二次行動計画では、具体的な重点取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めることで、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように取組を進めてきました。

第三次行動計画においても、第二次行動計画と同様、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めていきます。

### 1 「重点取組」の概要

三重県でも、全国同様に人口減少が深刻な問題となっており、県内の人口減少に歯止めをかけ、人口減少下でも豊かで活力を持ち続ける三重づくりに取り組んでいく必要があります。県では、平成27年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少への対応と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けて総合的に取り組んできており、第二次行動計画においては、その中で毎年度特に重点化する内容を選定して、取り組んできました。

第三次行動計画においても、人口減少への対応に重点的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況等を的確にとらえ、機会を逃さずに重点化を図っていきます。

そのため、第三次行動計画においても、重点取組の具体的な取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針を定める「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにして、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

#### 第4節 政策の概要

基本理念の実現に向けて、次のとおり<政策展開の基本方向>（三つの柱）を定めるとともに、その下に15の<政策>を位置づけて、県政を推進していきます。

政策展開の基本方向	政 策
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	I - 1 防災・減災、国土強靭化 I - 2 命を守る I - 3 支え合いの福祉社会 I - 4 暮らしの安全を守る I - 5 環境を守る
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	II - 1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進 II - 2 学びの充実 II - 3 希望がかなう少子化対策の推進 II - 4 三重とこわか団体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進 II - 5 地域の活力の向上
III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	III - 1 持続可能なもうかる農林水産業 III - 2 強じんで多様な産業 III - 3 世界の三重、三重から世界へ III - 4 多様な人材が活躍できる雇用の推進 III - 5 安心と活力を生み出す基盤

#### 第2章 施策の概要

この章では、58の<施策>について記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の<政策>順にまとめています。

- I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～
- II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～
- III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

##### ●政策体系一覧

	政 策	施 策	頁数
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	I - 1 防災・減災、国土強靭化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進 112 防災・減災対策を進める体制づくり 113 災害に強い県土づくり	
	I - 2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 123 がん対策の推進 124 健康づくりの推進	
	I - 3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進 132 障がい者の自立と共生 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	
	I - 4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり 143 消費生活の安全の確保 144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進 145 食の安全・安心の確保 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 147 獣害対策の推進	
	I - 5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり 152 廃棄物総合対策の推進 153 豊かな自然環境の保全と活用 154 生活環境保全の確保	

	政 策	施 策	頁数
II 「創る」 「人と地域の夢や希望を実感できるため」	II - 1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり	
		212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティ社会の推進	
		213 多文化共生社会づくり	
	II - 2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	
		223 特別支援教育の推進	
		224 安全で安心な学びの場づくり	
		225 地域との協働と信頼される学校づくり	
		226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	
		227 文化と生涯学習の振興	
	II - 3 希望がかなう少子化対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策	
		232 結婚・妊娠・出産の支援	
		233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	
	II - 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進	
		242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	
	II - 5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	
		252 東紀州地域の活性化	
		253 農山漁村の振興	
		254 移住の促進	
		255 市町との連携による地域活性化	

	政 策	施 策	頁数
III 「拓く」 「強みを生かした経済の躍動を実感できるため」	III - 1 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	
		312 農業の振興	
		313 林業の振興と森林づくり	
		314 水産業の振興	
	III - 2 強じんで多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	
		322 ものづくり産業の振興	
		323 Society 5.0 時代の産業の創出	
		324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	
	III - 3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光	
		332 三重の戦略的な営業活動	
		333 国際展開の推進	
	III - 4 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労促進	
		342 多様な働き方の推進	
	III - 5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	
		352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実	
		353 安心で快適な住まいまちづくり	
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	

## ●施策の各ページの見方

施策〇〇〇 〇〇〇〇

↑ 施策の番号と名称を記載しています。

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんとめざす、施策の行動計画期間内（令和5年度末）の目標を記載しています。

### 現状と課題

■ この施策を取り組むにあたって、これまでの取組をふまえた現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんとめざす姿の実現にあたって、新しい豊かさ・協創の視点から、この施策での方向性を記載しています。

政策体系におけるこの施策の位置づけ（施策が属する政策）を示しています。→ 政策 〇-〇 〇〇〇〇  
この施策を担当する部局名を記載しています。→ 主担当部局：〇〇〇部

### 取組方向

■ この施策を構成する基本事業の名称と、新しい豊かさ・協創の視点をふまえ、県がこの施策で4年間に取り組むことを記載しています。

■

■

■

■

### 主指標（仮称）

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
施策の成果をあらわす代表的な指標を示します。	最終案でお示しします。	最終案でお示しします。	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。

### 副指標（仮称）

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
施策を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしいもので、県の取組の効果がわかる代表的な指標を示します。	最終案でお示しします。	最終案でお示しします。	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。

## 第3編

# 地方創生の実現に向けて

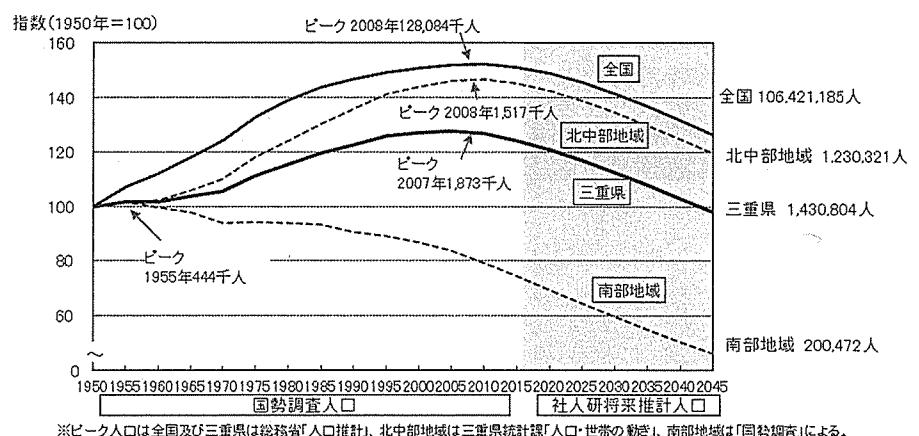
## 第1章 地方創生の現状と課題

### 第1節 三重県の人口動向分析

#### 1 総人口の推移と将来推計（全国・三重県）

三重県の人口は、全国より1年早い平成19（2007）年をピークに減少が続いている。平成30（2018）年10月1日現在の人口は179万1,000人となり10年連続で減少し、地域別に見ると、南部地域は昭和30（1955）年にピークを迎え、その後減少が続いている。北中部地域は、平成20（2008）年を境に減少に転じています。社人研の推計によると、三重県の総人口は、令和27（2045）年には143万人まで減少することが見込まれています。全国では令和27（2045）年には1億642万人まで減少し、平成30（2018）年からの減少率は14.3%、三重県における減少率は19.7%と全国平均を上回っています。（図1）

図1 三重県及び全国の5年ごとの人口及び将来推計人口の推移



#### 2 年齢別人口の推移と将来推計

平成30（2018）年の老人人口（65歳以上）は52万7千人で、老人人口比率は29.4%と過去最高を記録しています。社人研の推計では令和27（2045）年には54万7,297人と38.3%に増加すると予測されています。これは同年における全国の老人人口比率36.8%を上回る比率となります。

三重県では生産年齢人口（15～64歳）は戦後から1990年代半ばまで増加を続けましたが、平成12（2000）年に減少に転じ、現在まで減少が続いている。

また、三重県の年少人口（0～14歳）は、第二次ベビーブーム時には増加しましたが、その時期以外は減少傾向が続いている。平成7（1995）年から平成12（2000）年の間に老人人口（65歳以上）が年少人口を上回っています。

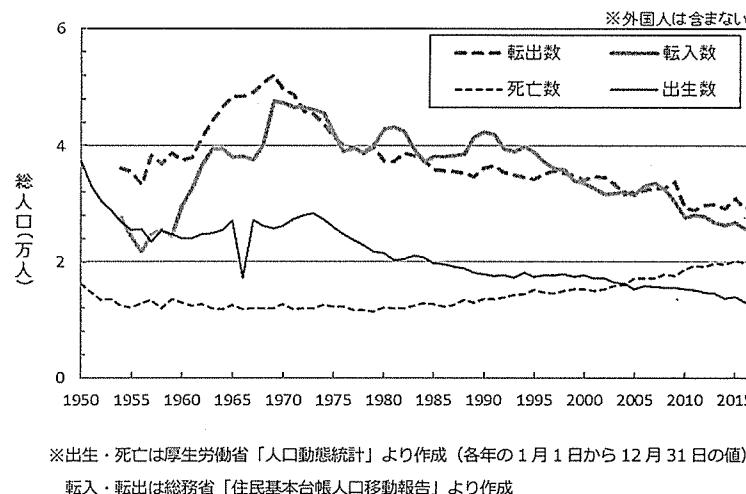
### 3 出生・死亡、転入・転出の推移

本県の出生数は昭和 49(1974) 年以降、減少の一途をたどり、平成 17(2005) 年には死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

全国的に合計特殊出生率が昭和 40(1965) 年から低下傾向にありましたが、平成 17(2005) 年頃を底に上昇に転じており、平成 30(2018) 年は 1.54 となりました。

転入・転出については、戦後から昭和 46(1971) 年までは転出が転入を上回る転出超過(「社会減」)が続き、昭和 54(1979) 年から平成 10(1998) 年までの 20 年間は、昭和 59(1984) 年を除き、転入が転出を上回る転入超過が続いていましたが、平成 11(1999) 年以降は転出超過の年が多い傾向にあります。(図 2)

図 2 三重県における出生・死亡、転入・転出の推移



### 4 人口の将来展望

※最終案にてお示しする予定です。

#### 第 2 節 地方創生実現に向けた取組

平成 27(2015) 年 10 月に策定した「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「希望がない、選ばれる三重」をめざし、自然減対策と社会減対策の両面から、人口減少の課題に取り組んできました。

自然減対策については、結婚・妊娠・出産の希望をかなえるため、ライフプラン教育の推進、若者の安定した経済基盤の確保、出逢い支援や不妊に悩む家族への支援、周産期の医療体制の充実等の

取組を進めました。また、子育て家庭を支える取組として、保育・放課後児童対策などによる子育て家庭の支援、男性の育児参画の推進、子育て期女性の就労に関する支援やワーク・ライフ・バランスの推進などを進めてきました。

社会減対策については、地域に愛着を持ち三重県で進学・就職したいという方の希望がかなうよう、高等教育機関の魅力向上、雇用の創出、産業人材の育成・確保を進めるとともに、働く場の魅力向上や選択肢拡大に資する取組を進めてきました。また、県内外の方に三重県で暮らしたい、暮らし続けたいという思いを持ってもらえるよう、暮らしを営む場としての、地域における安全・安心の確保や魅力の向上を図るとともに、地域の良さを発信し、移住の促進や交流人口の拡大に取り組んできました。

このような取組の結果、自然減対策について、一つ目の数値目標である合計特殊出生率については、平成 30(2018) 年は 3 年ぶりに増加に転じるとともに、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。(図 3) 二つ目の数値目標である地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合は、平成 27(2015) 年度以降減少傾向にあり、数値目標は、目標水準とかい離があるものの、各取組の達成状況を見ると、結婚支援に取り組む市町数が増加するなど、さまざまな主体と連携した出逢いや結婚の支援が進みました。また、全ての市町で妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されるなど、切れ目ない妊産婦・乳幼児ケアの充実が図られました。さらに、みえの育児男子プロジェクトに参加した企業、団体数が年々増加するなど、男性の積極的な育児参画への気運が高まっています。

一方で、保育所等の待機児童数について、施設整備支援などにより、保育所等の定員を増やしていますが、共働き家庭の増加などにより、待機児童は解消されていません。令和元(2019) 年 10 月には「幼児教育・保育の無償化」が実施され、今後ますます保育ニーズの高まりが想定されることから、引き続き待機児童の解消に向けて取り組む必要があります。さらに、男性の育児休業の取得について、仕事と子育てが両立できる支援制度は整っているものの、活用が十分にされていない状況にあります。

少子化対策は、成果が表れるまでに一定の期間を要しますが、これまでの取組やこれまで培われたさまざまな主体との連携を礎に、若い世代が結婚や子どもを持つことに夢を持ち、安心して働き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえる三重」を社会全体で、実現していくことが必要です。

社会減対策について、各取組の達成状況を見ると、農業産出等額や企業立地件数などの増加をはじめ、平成 30(2018) 年には、観光消費額が式年遷宮のあった平成 25(2013) 年に次ぐ過去 2 番目の数値となり、観光の産業化が進むなど、しごとの創出が図られてきました。また、働き方改革に先行的に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業も年々増加するなど、働く場・働き方の質の向上が進められました。さらに、移住の促進についても県および市町の相談窓口等で把握した県内への移住者数は、年々増加し平成 27(2015) 年度から平成 30(2018) 年度までの 4 年間で 1,000 人を超えていました。

数値目標である県外への転出超過数について、平成 30(2018) 年は、転入者数が 3 年ぶりに増加に転じ、若者の転出超過数も若干改善ましたが、2 年続けて 4,000 人を超えるなど、厳しい状況が続いている。地域別に近年の転出超過数を見ると、北中部地域では増加傾向にあり、南部地域では増減があるものの 1,500~2,000 人程度の幅で推移しています。(図 4) 年齢別では、転出超過の約 8 割が若者であり、そのうちの約 6 割が女性となっており、「若い世代を中心にひとの流れをつくる」

ことが課題となっています。大学に進学した県内高校卒業生のうち約8割が県外大学に進学することや県内高等教育機関卒業生の約5割が県外企業に就職することなどから、若者の転出には、大学等への進学や就職などがその背景にあると考えられます。

本県が引き続き、自立的かつ持続的に発展していくためには、若者の力が重要です。このため、若者県内定着をはじめとする取組を推進し、三重で進学・就職したい、三重で暮らしたいという希望がある地域にしていくことが必要です。

図3 合計特殊出生率の推移数の推移

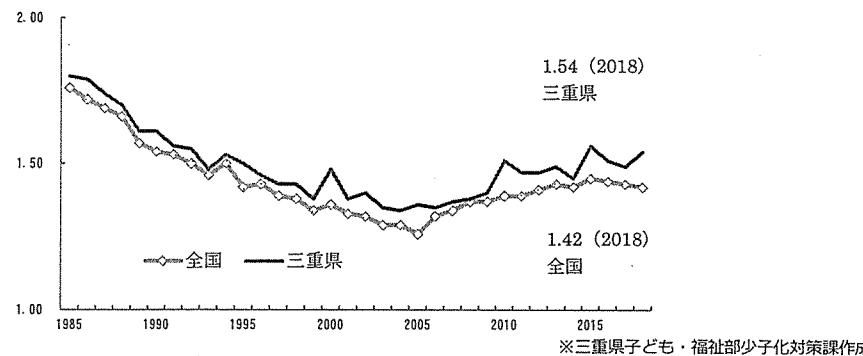
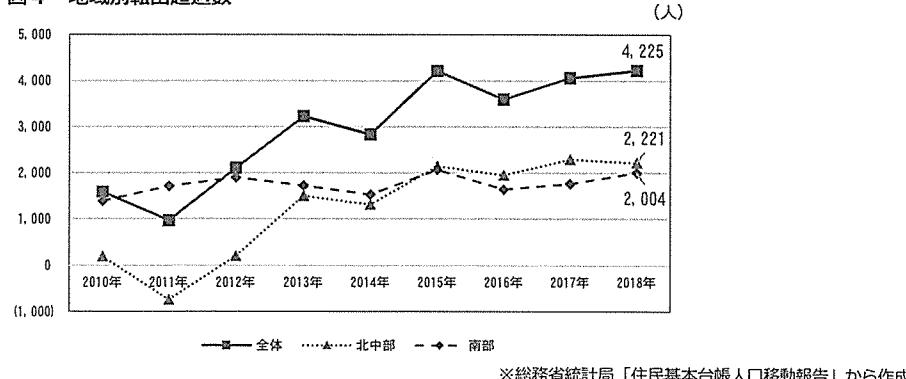


図4 地域別転出超過数



## 第2章 地方創生の実現に向けて

### 第1節 基本的な考え方

地方創生がめざすものは、地域の住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成していくことです。

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で取り組んできた成果を土台に、県内外のさまざまな人から選ばれ、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重をめざし、より一層の取組の強化を図っていきます。

人口が減少してきた背景には、これまでの社会システムによって生み出された個々の課題がさまざまな形で関わっており、その解決には個々の施策による対処療法治的な取組ではなく、多岐の分野にわたる取組を有機的かつ効果的に結び付け、相乗効果を発揮しながら、挑んでいくことが必要です。このため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第三次行動計画」との一体化を図り、人口減少対策について、施策を総動員し、オール三重で取り組んでいきます。

現総合戦略の目標達成状況から、「結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえる」、「若い世代を中心に人の流れをつくる」という課題を解決していくためには、地域に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「まち」を活性化し、誰もが安心して生活を営むことができる社会環境をつくり出していくことが重要であると考えます。そこで、現総合戦略の「自然減対策」、「社会減対策」の2つの対策を「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」、の4つに再編し、それぞれのアプローチから人口減少に関する課題に一体的に取り組むことで、課題解決を図るとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を実現していきます。

将来の地方創生をめぐる動きとして、国全体で Society 5.0 の実現に向けた歩みが進められる中で、これまで地方にとって不利とされてきた時間や距離の制約が少なくなり、地方にとってチャンスが広がる時代が到来しようとしています。また、「誰一人取り残さない (no one will be left behind)」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている SDGs の考え方は、さまざまな主体との連携により地方創生を実現していくにあたり、大きな原動力となります。こうした新しい時代の流れや考え方も力に今後の取組を進めています。

## 『希望がない、選ばれる三重』

県内外のさまざまな人から選ばれ、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる三重

### ●活力ある働く場づくり

「地域の強み」を生かした「しごと」をつくり、生産性の高い新たな価値を生み出すことが必要です。また、個性と多様性が尊重され、誰もが活躍できる、活力ある「働く場」の創出を図っていくことが必要です。

このため、「活力ある働く場づくり」の基本目標を「地域の強み」を生かし、活力ある「働く場」を創出する三重とします。

### ●未来を拓くひとづくり

地域を支えるのは人であり、三重の未来を拓く人材の育成・確保は、極めて重要です。

また、若い世代を中心に挑戦できる可能性を広げるとともに、地域で活躍し続けることができる「ひとづくり」に取り組んでいくことが必要です。

このため、「未来を拓くひとづくり」の基本目標を若い世代が未来に向けて挑戦し、自らの可能性を広げ、地域で活躍できる三重とします。

### ○希望がかなう少子化対策

若い世代が結婚や家族を持つことに夢を持ち、安心して結婚・出産・子育てをすることができる地域社会をつくっていくことが必要です。

また、これまで培ってきたさまざまな主体との連携を礎に、社会全体で子どもの育ち、子育て家庭を見守り、次代を担う全ての子どもが豊かに育つ環境をつくっていくことが必要です。

このため、「希望がかなう少子化対策」の基本目標を結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重とします。

### ●魅力あふれる地域づくり

三重での暮らしの豊かさや暮らしの安全・安心が実感できる地域づくりを進め、その魅力を県内外に発信し、移住・定住につなげていくことや、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図っていくことが必要です。

また、新たな人と人、人と地域のつながりが、新たな価値を創出し、さらに地域の魅力を高めていくことが必要です。

このため、「魅力あふれる地域づくり」の基本目標を暮らしの豊かさや安全・安心が実感でき、ひとや地域のつながりが新たな力を生み出す三重とします。

## 第2節 基本目標と基本的方向

### 活力ある働く場づくり

「地域の強み」を生かし、活力ある「働く場」を創出する三重

#### 1 基本的方向

- Society5.0 時代につながる新しい視点・発想やデータの利活用等により、さまざまな産業分野において、生産性の向上を進めるとともに、新しい商品・サービスを創出し、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力ある「働く場」を増やしていきます。
- 国内外の企業による県内への投資を呼び込み、成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業が活発に事業活動を行える環境づくりを進め、新たな「働く場」の創出を図っていきます。
- 誰もが働き続けられる職場環境づくりを進め、個人の能力や適性を生かした活力ある「働く場」を増やしていきます。また、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革を進めていきます。

#### 2 数値目標

- 県内総生産の対全国比
- 県内就業者数

#### 3 主な具体的施策

\* ( )書きは第2編第2章の施策番号を示す。

- 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上 (III-1-1)
- Society 5.0 時代の産業の創出 (III-2-3)
- 多様な働き方の推進 (III-4-2)

#### 4 主な重要業績評価指標 (KPI)

- 「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額
- 今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における商品・サービスの創出等の件数
- 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合

## 未来を拓くひとづくり

若い世代が未来に向けて挑戦し、自らの可能性を広げ、地域で活躍できる三重

### 1 基本的方向

- 本県で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組みます。
- 高等教育機関、産業界などさまざまな主体と連携して、学びたい時にいつでも学べる環境を創るとともに、地域から求められる能力を身に着け、地域で活躍し続けることができる人材を育成していきます。
- 子どもたちが郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への愛着や誇りを育む機会を創っていきます。また、地域課題の解決を図る学びの場を通して、地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育み、三重の未来を担う人材を育成していきます。
- 一人ひとりの個性や多様性が尊重され、それぞれの能力を發揮しながら、いきいきと働き続けられる環境づくりを進めていきます。

### 2 数値目標

- 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合
- 若者定住率

### 3 主な具体的施策

\* ( )書きは第2編第2章の施策番号を示す。

- 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 (II-2-2)
- 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実 (II-2-6)
- 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援 (III-4-1)

### 4 主な重要業績評価指標（KPI）

- 社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数
- 県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数
- インターンシップ実施率

## 希望つかなつ少子化対策

結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重

### 1 基本的方向

- 子どもたちや若い世代が結婚や家族を持つことに対して夢を持てるよう、ライフデザインを考える機会の創出や、結婚を希望する人たちへの出逢いの支援、不妊に悩む家族への支援など、結婚や家族を持つことを希望する人を応援する取組を進めています。
- 生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことができるよう、さまざまな主体とともに、子育て家庭を社会全体で支える環境づくりに取り組んでいきます。
- 保育所や放課後児童クラブの待機児童数の解消など、子育て支援サービスが地域のニーズや実情に応じて提供されるよう、安心して子育てができる地域づくりを進めています。  
また、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方を広めるとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりを進めています。

### 2 数値目標

- 県の合計特殊出生率
- 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

### 3 主な具体的施策

\* ( )書きは第2編第2章の施策番号を示す。

- 県民の皆さんと進める少子化対策 (II-3-1)
- 結婚・妊娠・出産の支援 (II-3-2)
- 子育て支援と幼児教育・保育の充実 (II-3-3)

### 4 主な重要業績評価指標（KPI）

- 男性の育児休業取得率
- 産婦健診・産後ケアを実施している市町数
- 保育所等の待機児童数

## 魅力あふれる地域づくり

暮らしの豊かさや安全・安心が実感でき、ひとや地域のつながりが新たな力を生み出す三重

### 1 基本的方向

- 県民の皆さん一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、AI・IoTなどの新技術を積極的に取り入れ、医療、福祉・介護サービス、生活交通などのサービスが確実に受けられるとともに、災害に強く、犯罪や交通事故のない地域づくりを進めていきます。
- 暮らしを営む場としての三重の魅力を発信し、移住・定住につなげていくとともに、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される関係人口の創出・拡大を図っていきます。
- 三重が誇る観光資源、食材や伝統工芸品等の地域資源が持つ個性や優位性を生かし、国内外における営業活動を展開することにより、三重の魅力発信に取り組み、三重の魅力づくり、認知度向上に取り組んでいきます。
- 観光産業の高付加価値化などを進めるとともに、三重県観光のブランディング、三重が世界に誇る観光資源を生かした新たな観光の魅力を創造することで、世界からの観光客の流れを創出していきます。
- 新たな人と人、人と地域のつながりが、新たな価値を創出し、さらに地域の魅力を高めていけるよう、積極的な情報発信やさまざまな立場の人や組織、地域を結びつける取組を進めています。

### 2 数値目標

- 県外への転出超過数
- 転入者数

### 3 主な具体的施策

\* ( )書きは第2編第2章の施策番号を示す。

- 農山漁村の振興 (II-5-3)
- 移住の促進 (II-5-4)
- 世界から選ばれる三重の観光 (III-3-1)

### 4 主な重要業績評価指標（KPI）

- 農山漁村の交流人口
- 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数
- 観光消費額

### 第3節 地方創生実現に向けての基本的な視点

地方創生を実現するため、国のまち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則をふまえるとともに、次の本県独自の視点に基づき、施策を総動員し、オール三重で取り組んでいきます。

#### 県独自視点

##### (1) 緩和と適応

人口減少の抑制を進め、担い手不足や地域経済の縮小など人口減少の影響を少しでも軽減させていく「緩和」の側面と人口減少に伴う変化に柔軟に対応し、引き続き地域の持続的な活性化を図っていく「適応」の側面の二つをバランスよく組み合わせて、人口減少の課題に的確に対応していきます。

##### (2) 「三重県ならでは」と「三重県らしさ」

他県との差別化を図る「三重県ならでは」を追求するとともに、本県の持つ潜在力を引き出し、他にはない多様な地域社会を創り出していくます。

また、本県の持つ特性「三重県らしさ」に即して、本県が抱える課題の解決に取り組んでいきます。

##### (3) 条件不利地域への対応

地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況になっている地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要となっています。特に、北中部地域と比較し人口減少率の大きい南部地域については、これまでの県の南部地域活性化の取組をふまえた対応を進めています。

##### (4) 「県内圏域」「県境」「分野」を越えた連携

政策パッケージの構築にあたっては、政策効果を高めるため、「県内圏域」・「県境」・「分野」を越えた連携を進めています。

#### 参考：国の「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

##### (1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地域・民間事業者・個人等の自立につなげます。

##### (2) 将来性

自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援します。

##### (3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援します。

##### (4) 直接性

最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施します。

##### (5) 結果重視

P D C A メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施します。

## みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）【中間案】

### 第4編

## 計画の推進

### 第1章 行政運営の取組

政策体系に位置づけた「**施策**」を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容（「第1節 施策の推進を支えるために」）と、行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く）の取組（「第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）」）を政策体系に準じて記載しています。

#### 第1節 施策の推進を支えるために

県の政策体系に位置づけて推進することとしている 58 の「**施策**」は、いずれも県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供するなどの取組です。ここでは、そうした「**施策**」の推進を支援する取組をまとめて掲載しています。

行政運営の取組は、「**施策**」に準じて、進行管理をします。行政運営の取組についても、それぞれの取組をより適切に評価するとともに、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標（「主指標（仮称）」）と、取組を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしいものであって、県（行政）の取組の効果がわかる代表的な指標（「副指標（仮称）」）を設定しています。毎年、目標値を設定して取組結果についての評価を行い、「成果レポート」として取りまとめ、改善方向とあわせて翌年度に公表します。

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 行政運営1 | 「みえ県民力ビジョン」の推進       |
| 行政運営2 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営  |
| 行政運営3 | 行財政改革の推進による県財政の的確な運営 |
| 行政運営4 | 適正な会計事務の確保           |
| 行政運営5 | 広聴広報の充実              |
| 行政運営6 | スマート自治体の推進           |
| 行政運営7 | 公共事業推進の支援            |

## 第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）

公正中立な行政運営や権利調整などの準司法的権限に関する行政委員会の取組を掲載しています。

<b>基本事業1</b>	適正な選挙の管理執行
<b>基本事業2</b>	勤務条件の確保と職員の採用
<b>基本事業3</b>	監査の充実
<b>基本事業4</b>	労働関係の調整
<b>基本事業5</b>	適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整
<b>基本事業6</b>	海面の総合利用
<b>基本事業7</b>	漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進

### 基本事業1

- 適正な選挙の管理執行（主担当：選挙管理委員会事務局）
 選挙の適正な管理執行や投票率向上のための啓発活動等に取り組みます。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
全県を対象とする選挙の投票率			全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の過去5年間の平均投票率

## 基本事業2

- 勤務条件の確保と職員の採用（主担当：人事委員会事務局）
 県職員が勤務条件に満足することをめざすとともに、優秀で多様な人材の確保に努めます。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
勤務条件に関する職員の満足度			「日本一、働きやすい県庁（しょくば）アンケート」のうち、「正当な評価」、「仕事に見合った給与」、「昇任のしきみ」、「休暇」、「総勤務時間」、「ハラスメントを許さない雰囲気」、「ワークとライフの両立」の勤務条件に関する7項目の満足度

### 基本事業3

- 監査の充実（主担当：監査委員事務局）
 県の財務事務や事業が適正に執行されるよう監査を充実します。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
定期監査実施率			全箇所数に対する定期監査（実地・書面）の実施箇所数の割合

### 基本事業4

- 労働関係の調整（主担当：労働委員会事務局）
 労働組合や労働者と使用者の健全な労使関係を築くため、中立・公正な立場で紛争の早期解決を図ります。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
不当労働行為事件の平均処理日数の目標達成率			申立てから終結までの目標審査期間（1年6か月=548日以内）に対して、当該年度中に終結した事件の平均処理日数の割合
労働争議調整事件の円満解決率			当該年度中に終結したあっせん等の総件数に対する実質的に円満解決した事件数の割合

## 基本事業5

- 適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整（主担当：収用委員会）  
公共事業に必要な土地等の収用または使用に関し、適正な補償を定めた裁決を迅速に行います。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
6か月以内終結率			裁決申請があり審理を開始した事件のうち、審理を開始してから6か月以内に裁決を行った事件の割合

## 基本事業6

- 海面の総合利用（主担当：海区漁業調整委員会事務局）  
漁業者を主体とした海の利用に関する者が、漁場利用に係る紛争もなく、海面を総合的に利用できるように漁業調整を進めます。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
操業協定の締結件数			漁場利用に係る紛争等を防止するため他県と締結した漁業操業協定の件数

## 基本事業7

- 漁業権設定河川における水産動植物の増殖の推進（主担当：内水面漁場管理委員会事務局）  
内水面漁業協同組合による漁業権魚種の増殖の向上を図ります。

主指標（仮称）			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
目標増殖量の達成率			河川ごとに定めている目標増殖量を達成している比率

## 第2章 計画の進行管理

### 第1節 基本的な考え方

#### 1 「みえ県民力ビジョン」の進行管理

「みえ県民力ビジョン」の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。

##### ①計画（PLAN）

長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。

##### ②実行（DO）

部長局、副部長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において経営方針を具体的に展開します。

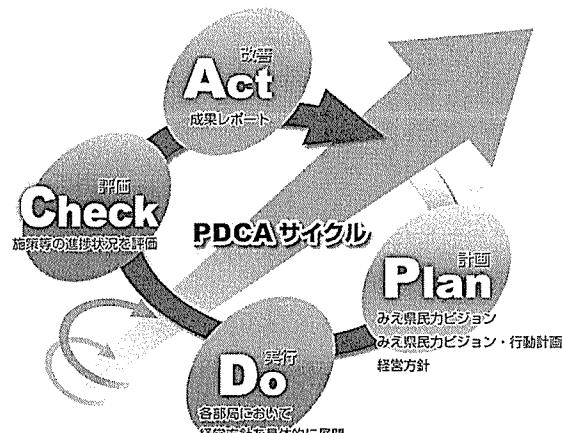
##### ③評価（CHECK）

計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。

##### ④改善（ACT）

評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

#### 図 「みえ県民力ビジョン」進行管理の仕組み



## 第2節 県民の幸福実感の把握

「みえ県民力ビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざすことから、政策分野ごとに「幸福実感指標」を設定しています。第三次行動計画では、15の政策分野ごとに「幸福実感指標」を設定し、「主指標（仮称）」に加えて、「幸福実感指標」の推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めるとともに、「成果レポート」に記載して公表します。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで、毎年把握することとします。

施策ごとに設定する「主指標（仮称）」が県をはじめとしたさまざまな主体の活動による県民の皆さんにとっての成果を、数値目標を設けて評価するための指標であるのに対して、「幸福実感指標」は、一人ひとりが生活している中で感じる政策分野ごとの実感の推移を調べ、全体としての幸福実感を把握するための指標であり、目標値の設定はしません。

※政策ごとの具体的な幸福実感指標の項目については、最終案にてお示しする予定です。

## 第3節 行政経営資源の見通し

### 1 行財政改革取組

※最終案にてお示しする予定です。

### 2 計画期間中の財政見通し

※第三次行動計画の計画期間中（令和2（2020）年度から令和5（2023）年度）の財政見通しについては、令和2（2020）年度当初予算編成後に策定予定の「中期財政見通し」をふまえ、お示しする予定です。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）〔中間案〕

令和元（2019）年9月

三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2025 FAX 059-224-2069

E-mail kikakuk@pref.mie.lg.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>

